

国別ジェンダー情報整備調査 ベトナム国

最終報告書

平成23年1月
(2011年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
オーピーシー株式会社

公共
JR
11-002

国別ジェンダー情報整備調査
(ベトナム国)

目 次

要約	i
略語表	v
1. 基礎指標	1
1-1 経済社会関連指標	1
1-2 保健医療関連指標	3
1-3 教育関連指標	4
1-4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標.....	5
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	6
2-1 ベトナム国の女性の概況	6
2-2 ジェンダーにおけるベトナム政府の取り組み.....	9
2-3 ナショナル・マシナリー	13
3. 主要セクターにおける女性の現状.....	19
3-1 教育分野	19
3-2 保健医療分野	23
3-3 農林水産業分野	28
3-4 経済活動分野	33
3-5 労働移動分野	37
3-6 少数民族問題分野	41
4. ベトナム国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項	45
5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業.....	47
6. ジェンダー関連の情報源.....	50
6-1 関連機関／組織・人材リスト	50
6-2 関連文献リスト	54
7. 用語・指標解説	59
8. 参考文献	61

要約

国別ジェンダー情報整備調査【ベトナム国】（2011 年作成）概要

ベトナム国の女性の概況

- ベトナム国は人口約 8900 万人、キン族（約 9 割）と 53 の少数民族からなる多民族国家である。人間開発指数は 169 カ国中 113 位（2010 年）、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 91 位（2007-8 年）である。
- 社会主義国家で女性の社会進出は進んでいる一方、伝統的な家父長制が根強く残っている。女性は結婚・出産後も家庭以外に仕事を持つことが求められており、家事と仕事の二重負担を背負っている。また、男子崇拜も根強く、出生時性別割合や中絶等の問題を生み出している。
- 意思決定機関への参加は依然として男性の割合が高い。国会議員に占める女性の割合は 2007 年から 2012 年は 25.76%であるが、前期の在職期間（2002 年から 2007 年）と比較すると 2%ほど減少している。現在、政府や国際機関は国家レベル・地方レベルともに女性の参画の割合を 30%まで増やすために、立候補者への訓練支援を実施している。
- ベトナム政府による家庭内暴力調査では 34%の既婚女性が身体的もしくは性的暴力を夫から受けていることがわかった。2008 年に家庭内暴力対策法が制定され、行動計画を策定するなど、政府は積極的にこの問題に取り組んでいる。しかし、セクシュアル・ハラスメントに対する動きはまだ見られず、社会的認知度も低い。

ジェンダーに関するベトナム政府の取り組み

- 「2010 年までのベトナム女性向上のための国家戦略」では労働雇用、教育、保健等の分野が重点課題とされている。現在、ジェンダー平等局が中心となり、「ジェンダー平等国家戦略 2011-2020」と「ジェンダー平等国家目標プログラム 2011-2015」を開発、策定中である。
- 「ジェンダー平等法」が制定され（2006 年）、その後、実施ガイドラインとなる 3 つの法令も公布された。
- 家庭内暴力対策法が制定され（2007 年）、スポーツ・文化・観光省に属する家庭局が政策策定および実施機関となっている。同局により啓蒙や予防活動、被害者保護等が行われている。労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs : MOLISA）によりシェルターやソーシャルワーカーの整備が計画中である。
- 現在、労働法に定められている退職年齢の違い（男性 60 歳、女性 55 歳）の見直しに関して議論されている。

ナショナル・マシナリー

- 2008 年に国家のナショナル・マシナリーとして MOLISA ジェンダー平等局が設置された。現在、「ジェンダー平等国家戦略」を策定中である。「ジェンダー平等法」の見直しを行い、統計局とともにジェンダー統計の整備も実施中である。また、他省庁

および MOLISA 職員対象に省庁のジェンダー主流化を目指している。ジェンダー平等局内にある女性の地位向上委員会（現委員長は MOLISA 女性大臣）は、首相に対してジェンダー平等および女性のエンパワーメントのアドバイスを行っている。

- 大衆組織であるベトナム女性連合（Vietnam Women's Union: VWU）は、2008 年までは、実質的にジェンダー平等推進の中心的な役割を果たしてきた。現在も国家戦略の草稿に関わり、各種の政策アドボカシーと、貧困削減プロジェクトの実施により、中央から県、郡、コミューンに至るネットワークを有し、保健、教育、経済エンパワーメント、少数民族など多分野における女性支援を担っている。近年は女性の政治参加、労働法改正、女性に対する暴力対策についてのアドボカシーにとくに力を入れている。

教育分野におけるジェンダー

- 初等教育の就学率は男女共に 9 割以上であり、中等教育・高等教育における男女の就学率にも大差はない。しかし、少数民族の子どもは依然として就学率が低い。特に、少数民族の女子は初等教育や中等教育への就学率が低く、留年や退学が多いと言われている。
- 教科書の内容や記述に、依然としてジェンダーステレオタイプが残っている。これらの記述は教師が生徒を指導する上でも影響していくことから、ジェンダーに中立な内容の教科書開発への動きがある。
- ベトナムにおける 10 歳以上の識字率は 9 割を超えているが、女性の識字率は 89.1%であり、依然として民族や居住地域による差が大きい。ベトナム政府は 15-35 歳の非識字者を対象に、初等教育や中等教育の教師によって識字教育を実施している。
- 男性は女性よりも職業訓練を受ける機会を持っている。VWU により、県や郡レベルで女性の職業訓練センターは設置されているが、縫製や手工芸などの既存の短期訓練が多く、現代の市場とマッチしないことが指摘されている。

保健医療分野におけるジェンダー

- ベトナム女性の平均寿命は 76.8 歳、男性は 72.9 歳となっている。MDGs に関する指標は順調に改善されており、妊産婦死亡率は 1990 年に 233 対 10 万だったが、2009 年には 69 対 10 万まで低下している。しかし、妊産婦死亡率の地域差や民族差が懸念されている（例えば、北部山岳地域 411 対 10 万）。
- 合計特殊出生率も減少傾向にあり、合計特殊出生率は 2.08（2008 年）であった。避妊実行率は 79%と高く、家族計画が積極的に実施されている。しかし、少数民族、未婚者、思春期層そして移住労働者が家族計画に関するサービスを受ける機会が限られており、望まない妊娠や中絶の問題も多い。
- ベトナムにおける HIV 感染者は約 24 万人（2009 年）と予想され、主に薬物使用者やセックスワーカーが感染していると言われている。感染者の 85%が男性であるため（2008 年）、女性への感染拡大が懸念されている。
- 出生時性別割合を見ると、男児：女児＝110.5：100（2009 年）と男児が女児よりも多い。男子崇拝の価値観や医療技術の進歩により、中絶を選択する女性が増えたためと

考えられる。

農林水産業分野におけるジェンダー

- ジェンダー政策としては、「農業農村開発におけるジェンダー戦略 2003-2010」に基づいて、本年のモニタリングと評価レポートをまとめている。
- 土地使用証明書は、夫婦 2 名の連名で行うよう土地法に規定されているため、法律上は農地所有権は男女平等であるが実際にはほとんどが夫のみの記載で行われている。また、農村地帯において、意思決定の場や組織のリーダーシップは男性に独占されており、水、マイクロクレジット、農機具、研修などへのアクセスも限られている。
- ベトナム国は、農業従事者が約 6 割を占め、その農作業の多くを女性が担っている。ただし、家事との二重負担、無償労働、家庭内暴力、男子崇拜の問題など、女性の地位はいまだ低い。また、男性や若者の都市への移住や経済危機に伴い女性の農業への負担が増している。
- 県の普及センター、郡の普及所からコミュニンに配置された普及員が農村女性の技術指導を行っているが、女性の非識字やアクセスの問題から、女性農民には十分な技術が移転されにくい。
- 農家の収入向上による貧困削減が農業農村開発セクターの上位目標であるため、収入向上・起業支援が求められている。現在、農業農村開発省によって、農村の職業訓練プログラム政策が策定中である。

経済活動分野におけるジェンダー

- ベトナム国は稀にみる経済成長を遂げ、労働力も例年増加しているが、労働者の多くは自営業者や家内労働者であり、このような社会保障のない労働人口は全体の 76.7% を占めている（2007 年）。また、女性労働者の 53.5% が家内労働者である（2010 年）。
- ベトナム国においては、男女の退職年齢の差別（男性 60 歳、女性 55 歳）の問題が長く議論されているが、いまだ平等は達成されていない。とくに民間セクターの管理職数における男女格差が著しい。雇用者の賃金や社会保障に関しても男女格差が存在し、セクシュアル・ハラスメントの意識はまだ十分に育っていない。
- 女性の賃金労働は当然であり、その社会進出は進んでいるかに見えるが、家族経営や家内労働の場合は、その労働価値は十分に認められていない。
- ベトナム国では家内労働者の保護を明記した法令を策定中である。国内外ともに家内労働者として働く女性の搾取、性暴力の問題が大きい。また、セクシュアル・ハラスメントやセックスワーカーなどの問題は、社会悪としていまだタブーである。

労働移動分野におけるジェンダー

- ベトナム人男女の海外の主な労働移動先としては、韓国、中国、中東、欧米、マレーシア、台湾、インドネシア、日本などがあり、女性は主に家内労働者、セックスワーカー、工場労働者として従事することが多い。性暴力、セーフティネットの不足、社会保障の未整備、労働情報の不足などの問題が指摘されている。

- ベトナム国の経済成長と工業化の動きのなか、農村から都市への労働移動が年々増加しており、とくに 15-24 歳の若年層において著しい。移動した先での住民登録の難しさにより、教育・保健などの社会サービスを全く享受できない状況に陥ることが多い。
- 人身取引は中国、カンボジア国境で問題が表面化した。内陸部でも農村の貧しい家庭の女性や少女が業者に騙されてセックスワーカーや花嫁として売られていくケースが増加している。送り出し先は、韓国、中国、タイ、カンボジアなどがみられる。

少数民族問題におけるジェンダー

- 少数民族委員会策定の「少数民族と社会経済状況がとくに困難な地域、僻地でのジェンダー平等活動支援政策 2011-2015」には、雇用、教育、保健が緊急課題として指摘されている。
- 少数民族の女性は教育や技術を得る機会や雇用機会が限られており、雇用されても低賃金で搾取されることが多い。起業のチャンスも少ないため収入向上の手段が限られる。
- 少女の退学の問題があり、非識字の女性が多いため、生活改善や収入向上の障害となっている。家父長的文化のもとで、少数民族の女性がライフスキル研修や技術研修を受ける機会も少ない。
- 保健サービスへのアクセスが限られており、不衛生な生活環境で栄養不足であり、母子保健や家族計画についても遅れがみられる。
- 少数民族女性は教育や知識も十分でないために、人身取引の被害者として業者のターゲットになることが多い。また、性産業での搾取の問題も生じている。
- キン族と比べ、必ずしもジェンダー平等が立ち遅れているといえない部分もあり、たとえば、家庭内の意思決定権、出生時性別割合などについては、数値に大きな差は見られない。ただし、民族ごとに存在する慣習法は、女性の健康を害したり、女性の権利を阻害するものもみられる。

略 語 表

(ベトナム国)

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AECID	Agencia Espanola de Cooperacion Internacional para el Desarrollo	スペイン国際協力庁
AusAID	Australian Government's overseas aid program	オーストラリア国際開発庁
CEC	Continuing Education Center	生涯教育センター
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女性差別撤廃条約
CFAW	Committee for Advancement of Women	女性の地位向上委員会
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CLC	Community Learning Center	コミュニティ・ラーニングセンター
DOLISA	Department of Labour-Invalids and Social Affairs	労働・傷病兵・社会問題局
EFA	Education for All	万人のための教育
GFP	Gender Focal Point	ジェンダー・フォーカル・ポイント
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IUD	Intra-Uterine Contraceptive Devices	子宮避妊具
MOLISA	Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs	労働・傷病兵・社会問題省
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NCFAW	National Committee for Advancement of Women	国家女性の地位向上委員会
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
SEDP	National Socio-economic Development Plan	国家社会経済開発計画
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organizations	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNIAP	United Nations Inter-Agency on Human Trafficking	人身取引に関する国連機関間プロジェクト
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連女性開発基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VWU	Vietnam Women's Union	ベトナム女性連合
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

国際開発指標	人間開発指数		ジェンダー 開発指数	ジェンダー エンパワメント指数	ジェンダー 不平等指数		出典
	0.572 / rank 113 (2010)		0.732 / rank 91 (2007)	0.554 / rank 62 (2009)	0.530 / rank 58 (2008)		1)
	0.566 / rank 116 (2008)		NA	NA	NA		
人口指標	総人口 2)		都市人口比率		人口増加率 4)	合計特殊 出生率 5)	2)
	総人口 (百万)	女性人口比率	都市人口比率 2)	女性人口比率 3)			3)
	86.02 (2009)	50.48% (2009)	29.60% (2009)	52.1% (2007)	1.2% (2008)	2.08 (2008)	4)
	85.12 (2008)	50.71% (2008)	28.99% (2008)	50.0% (2006)	1.2% (2007)	NA	5)
	平均余命		世帯主別による世帯数				
	男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主		
	72.9 (2010)	76.8 (2010)	NA	NA	NA		
	NA	NA	NA	NA	NA		
経済指標	GNI/Capita (Atlas method) 7)	実質GDP 成長率 8)	GDP デフレーター 7)	ジニ係数 4)	開発援助額 /GNP 7)		4)
	US\$930 (2009)	5.32% (2009)	5.6% (2009)	37.8 (2006)	2.9% (2008)		7)
	US\$860 (2008)	6.18 (2008)	NA	39.2 (2004)	3.6% (2007)		8)
部門別公共支出	保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	9)
	4.03% (2008)	12.85% (2008)	10.16% (2008)	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	対GDP	
	2.8% (2007)	NA	NA	NA	NA	NA	7)
	2.1% (2006)	NA	NA	NA	NA	NA	
産業比率 (対GDP)	農業	工業	サービス業	その他			7)
	21% (2009)	40% (2009)	39% (2009)	NA			
	22% (2008)	40% (2008)	38% (2009)	NA			
労働指標	労働人口(百万)		失業率		最低賃金		
	総労働人口	女性比率	失業率	女性失業率	男性	女性	4)
	46.71 (2007)	48.4% (2007)	2.4% (2007)	2.5% (2007)	NA	NA	
	45.58 (2006)	48.6% (2006)	2.3% (2006)	2.2% (2006)	NA	NA	
労働人口比率		農業	工業	サービス業	その他		
	人口	52.2% (2007)	19.2% (2007)	28.6% (2007)	NA		
	女性比率	NA	NA	NA	NA		
	人口	54.7% (2006)	18.3% (2006)	27.0% (2006)	NA		
	女性比率	NA	NA	NA	NA		

ジェンダー関連取組

女性に関する国際条約批准・署名の有無

1982	女性差別撤廃条約 批准	
2000	ミレニアム開発目標	

意思決定参加率

	行政			民間		
	議会	大臣	副大臣/次官 (同等の地位含)	役員	専門技術職	
	26%	4.00%	9.15%(2004-2009)			10)

ジェンダー関連政策

2002	2010年までの女性向上国家戦略	11) 12)
2009	「国家産業化・現代化期間における女性動員」実施のための2020年活動プログラム	

ジェンダー関連法律

2006	ジェンダー平等法	12)
2007	家庭内暴力予防対策法	
2008	Decree No.70/2008/ND-CP (ジェンダー平等法条例の実施ガイドライン)	
2009	Decree No.48/2009/ND-CP (ジェンダー平等の保障基準の定義)	
2009	Decree No. 55/2009/ND-CP (行政上のジェンダー平等違反に対する処罰).	

ジェンダー関連国家組織

ナショナル・マシナリー名	労働・傷病兵・社会問題省ジェンダー平等局	
--------------	----------------------	--

1-2 保健医療関連指標

人口に対する 医療サービス	病床数/人口(千人)		医師数/人口(千人)		出典		
	NA		0.56 (2002)				
	NA		0.534 (2001)				
乳児死亡率	全体 (1000人あたり)		女児 (1000人あたり)		13)		
	12 (2009)		NA				
	15 (2005)		NA				
5歳児未満死亡率	全体 (1000人あたり)		女児 (1000人あたり)		13)		
	14 (2009)		NA				
	18 (2005)		NA				
結核による死亡率	全体		女児		13)		
	34 (2008)		NA				
	36 (2000)		NA				
主要感染症による 死亡率	全体		女児				
	NA		NA				
	NA		NA				
1歳児における ワクチン接種率	BCG	三種混合1	ポリオ3	麻しん	14)		
	92% (2008)	90% (2008)	93% (2008)	92% (2008)			
リプロダクティブ ヘルス	家族計画実行率		出産介助率		妊婦貧血率		13)
	79.5% (2008)		87.7% (2006)		NA		
	73.9% (2001)		85.0% (2002)		NA		
	妊産婦死亡率 (100,000人あたり) ¹⁵⁾		合計特殊出生率 ⁵⁾		平均初婚年齢 ¹⁶⁾		5) 15) 16)
					男性	女性	
	69 (2009)		2.08 (2008)		26.0 (2002)	22.8 (2002)	
	80 (2005)		NA		25.7 (2001)	22.8 (2001)	
栄養	5歳児未満における栄養不良率		経口補水療法利用率		ヨウ素欠乏症		13)
	18.9% (2009)		NA		NA		
	25.3% (2005)		NA		NA		
	地域医療サービス	安全な水普及率			衛生施設普及率		
全体		都市部	農村部	全体	都市部	農村部	
94% (2008)		99% (2008)	92% (2008)	75% (2008)	94% (2008)	67% (2008)	
88% (2005)		97% (2005)	85% (2005)	68% (2005)	88% (2005)	61% (2005)	
HIV/AIDS		HIV感染率				HIV/AIDSに関する適正な知識の保有率 (15歳 - 24歳) ¹³⁾	
	全体 (15-49歳)	男性 (15-24歳)	女性 ⁷⁾ (15-24歳)		男性	女性	
			全体	妊産婦			
	0.5% (2007)	0.6% (2007)	0.3% (2007)	NA	50.3% (2005)	43.6% (2006)	
	0.5% (2006)	NA	NA	NA	NA	25.4% (2000)	

1-3 教育関連指標

教育制度	初等	中等	高等	出典
	5年間	7年間	2-4年間	

成人識字率	全体	男性	女性	12)
	93.5% (2009)	95.8% (2009)	91.4% (2009)	
	90% (1999)	NA	NA	

初等教育	就学率			17)
	全体	男児	女児	
	97% (2009)	NA	NA	
	NA	NA	NA	
	進級率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	
	退学率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	

中等教育	就学率			18)
	全体	男児	女児	
	NA	71% (2008)	68% (2008)	
	NA	NA	NA	
	進級率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	
	退学率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	

高等教育	就学率			18) 7)
	全体 7)	男児 18)	女児 18)	
	9.7% (2001)	11.0% (2008)	8.0% (2008)	
	9.6% (2000)	NA	NA	
	進級率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	
	退学率			
	全体	男児	女児	
	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	

男女別高等教育 就学率	教育学		芸術		社会学		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	理工学		医学		その他		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	

1-4 ミレニアム開発目標（MDGs）指標

初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率

初等教育 15)		中等教育 15)		高等教育 13)		出典
2009	91.90	2009	73.00	2001	0.73	13)
2005	91.20	2005	72	2000	0.72	15)

非農業部門における女性賃金労働者の割合

2008	49.0%	12)
2003	40.1%	13)

国会における女性議員の割合

女性議員 (%)	全議員数	男性議員数	女性議員数	13)
2010	25.8%	2010	493	
2007	27.3%	2007	498	
		2010	366	
		2007	362	
		2010	127	
		2007	136	

妊産婦死亡率(生児出生100,000人当たり)

2009	69
2005	80

医師・助産婦の立会による出産の割合

2009	94.8%
2006	92.7%

15)

避妊具普及率(15-49歳・既婚女性における現在の使用状況)

全ての避妊法 (%)		現代的避妊法(%)		コンドーム(%)	
2008	79.5%	2008	68.8%	2007	8.3%
2007	79.0%	2007	68.2%	2006	7.6%

13)

青年期女子による出産率(1,000人あたり)

2007	35.0
2006	28.0

13)

産前ケアの機会

1度以上 (%)		4度以上 (%)	
2006	90.8%	2002	29.3%
2002	86.4%	1997	15.2%

13)

家族計画の必要性が満たされていない割合

全体(%)		産間調節(%)		産児制限(%)	
2002	4.8%	2002	2.0%	2002	2.8%
1997	6.9%	1997	3.5%	1997	3.5%

13)

出典

- 1) Human Development Report 2010, 2009, UNDP
- 2) General Statistics Office of Vietnam Website
- 3) Vietnam Employment Trends 2009 National Centre for Labour Market Forecast and Information Bureau of Employment, Ministry of Labour Invalids and Social Affairs
- 4) Labour and Social Trends in Viet Nam 2009/10, Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs
- 5) Viet Nam Population 2008, UNFPA
- 6) State of World Population 2010, UNFPA
- 7) The World Bank Website
- 8) JETRO Website
- 9) Statistical Yearbook of Viet Nam 2009, General Statistics Office of Vietnam
- 10) The World's Women 2010, UN
- 11) National Committee for the Advancement of Women in Viet Nam Website
- 12) Report on Implementation National Targets for gender Equality in 2009, 2010, Social Republic of Viet Nam
- 13) The Official United Nations Site for the MDG Indicators Website, UNDP
- 14) UNICEF Website
- 15) Socialist Republic of Viet Nam (2010), Millenium Development Goals 2010 National Report At Two Third of the Path to fulfilling the Millenium Development Goals and vision towards 2015
- 16) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, UN
- 17) Achieving the MDGs with Equity : MDG2, UN Viet Nam
- 18) Global Gender Gap Report, World Economic Forum: Geneva, 2008

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2-1 ベトナム国の女性の概況

ベトナム国の女性の概況

- 1) ベトナム国は人口約 8900 万人、キン族（約 9 割）と 53 の少数民族からなる多民族国家である。人間開発指数は 169 カ国中 113 位（2010 年）、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 91 位（2007-8 年）である。
- 2) 社会主義国家で女性の社会進出は進んでいる一方、伝統的な家父長制が根強く残っている。女性は結婚・出産後も家庭以外に仕事を持つことが求められており、家事と仕事の二重負担を背負っている。また、男子崇拝も根強く、出生時性別割合や中絶等の問題を生み出している。
- 3) 国会議員に占める女性の割合は 2007 年から 2012 年は 25.76%であるが、前期の在職期間（2002 年から 2007 年）と比較すると 2%ほど減少している。現在、政府や国際機関は国家レベル・地方レベルともに女性の参画の割合を 30%まで増やすために、立候補者への訓練支援を実施している。
- 4) ベトナム政府による家庭内暴力調査では 34%の既婚女性が身体的もしくは性的暴力を夫から受けていることがわかった。2008 年に家庭内暴力対策法が制定され、行動計画を策定するなど、政府は積極的にこの問題に取り組んでいる。しかし、セクシュアル・ハラスメントに対する動きはまだ見られず、社会的認知度も低い。

[概要]

ベトナム社会主義人民共和国（以下、ベトナム国）は人口約 8900 万人、キン族（人口の約 9 割）と 53 の少数民族からなる多民族国家である。中国による統治、フランスによる植民地化という歴史を経て、1945 年ホーチミンを初代主席とする社会主義国となった。その後、南北分断やベトナム戦争を経験している。現在においても、ベトナム共産党による一党独裁政治であり社会主義を実施しているが、1986 年「ドイモイ（刷新）」政策を開始し、市場経済システムを取り入れている。このドイモイ政策以降ベトナムは経済成長を続け、2009 年の経済成長率は 5.32%であった。主な産業は農林水産業、鉱業、軽工業で、国民一人あたりの GDP は 1,064US ドル（2009 年）である¹。

ベトナム政府は 2001 年に「社会経済開発計画戦略 2001-2010」を発表し、2020 年までに工業国となることを目指している。現在は「社会経済開発 5 カ年計画 2011-2015」を策定中である。国連開発計画（United Nations Development Programs: UNDP）発行の人間開発報告書（2009）によるとベトナムの人間開発指数は 169 カ国中 113 位（2010 年）、ジェンダー開発指数は 157 カ国中 91 位（2007-8）であった。

¹ 外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

国民のほとんどが仏教徒であり（80％）、ほかにカトリック、カオダイ教等を信仰している²。歴史をさかのぼるとベトナム国は家母長制が慣習として存在していたと言われており、歴史的人物として多くの女性が登場する³。男女平等が謳われている最古の文書は李朝時代（1009 年－1225 年）のものであり、1483 年の南北朝時代の法典では女性の相続権、離婚する権利そして暴力からの保護が明記されていた⁴。しかし、長年にわたる中国による支配・儒教の浸透やフランスによる植民地化により家父長制が根付き、現在も変わらない。儒教の教えでは、家系が絶えることがないように夫の子どもを産み育てることや家庭の仕事に携わることが女性の義務だとされている⁵。一方、共産主義の影響とドイモイ政策により、女性の社会進出が促され、多くの女性が経済活動に参加している。このため、女性は結婚・出産後も働き続けることが求められており、家事と仕事の二重負担を背負っていることが多い。

家父長制の影響により、ベトナムでは男子崇拝が強い。これは重要な行事（例えば、葬儀）を男性が執り行うという伝統も影響していると言われている。また、女性は結婚後には夫の家族と一緒に暮らし、義親が他界するまで世話をすることが求められており、老後の社会保障制度が十分に整備されていないため、息子を持つことを好む傾向にある⁶。この価値観の影響から、既婚女性は男子を生むことが求められ、出生時性別割合のギャップや女兒の中絶等の問題につながっている。

[意思決定機関への参加]

ベトナム女性の意思決定機関への参加率は、東アジア太平洋地域で最も高いと言われている⁷。1994 年に発行された指示文 No.37 には、国家レベル、地方レベルの女性議員の占める割合は最低 20%とすることが規定されている。現在の国会議員に占める女性の割合は 25.76%であるが、前任期の割合よりも 2%程度低くなっている⁸。地方レベルでの割合は国家レベルと比べると若干低くなるが、20%以上を保っている（県レベル：23.88%、郡レベル：23.20%、コミュニティレベル：20.11%）⁹。政府機関のリーダーシップに関しては、女性大臣は 12.50%、女性副大臣は 9.15%、局長レベルは 12.2%である¹⁰（2007）。

² 外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

³ 現在でも、家母長制を受け継ぐ少数民族が存在する。

⁴ 国際連合：UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Gender Relations through History

⁵ UN Viet Nam (2010), Gender-Based Violence Issue Paper

⁶ UN Viet Nam (2010), Ibid.

⁷ ADB (2006), Viet Nam Country Gender Assessment

⁸ UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Women's Participation and Gender Equality Issues in Legislature

⁹ UN Viet Nam (2009), Ibid.

¹⁰ Socialist Republic of Viet Nam (2010), Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009

委員会ごとの女性の参加率は少数民族委員会が 56%と最も高く、社会問題委員会 (37.5%)、技術・科学・環境委員会 (32.4%) と続く¹¹。軍隊・防衛委員会への参加はなく、経済委員会や財務・予算委員会は 10%前後となっており、政府内での女性の役割は社会福祉系が多い¹²。ベトナムでは女性の意思決定機関への参加率は比較的高いが、政府はさらなる参加を促しており、「2010 年までのベトナムにおける女性向上国家戦略」では国家レベル・地方レベルの女性の参加率を 30%まで引き上げることを定めている。このため、ベトナム国政府は国際機関の支援を得て、立候補者に対する訓練を実施している。

[セクシュアル・ハラスメント及び女性に対する暴力]

「ベトナムにおける女性に対する家庭内暴力国家調査」(2010 年)によると、既婚女性の 34%が配偶者から身体的もしくは性的暴力を受けた経験があると報告されている。さらに同調査では、身体的、性的、精神的暴力のうち、58%の女性が少なくとも 1 種類の暴力を経験していることも報告されている。暴力の加害者は配偶者というケースが最も多い。このように家庭内暴力が多い一方、問題が表面化することは少ないが、同調査では多くの女性が配偶者から暴力を受けることを普通であると感じ、家族の調和のために我慢していると分析している¹³。また、調査対象であった女性被害者の 87%は公共サービスや政府機関へ助けを求めておらず、主な相談相手は夫の両親や義兄弟である¹⁴。

家庭内暴力問題に対応するため、ベトナム政府は積極的に法律や政策の制定を実施している。2007 年に家庭内暴力対策法を施行し、スポーツ・文化・観光省家庭局を実施機関とした。この法律に加え、3 つの法令を定めている（詳細は次章内のジェンダー関連法令で記述）。スポーツ・文化・観光省家庭局はこのような法整備のほかに、国民に対する家庭内暴力の啓発活動や被害者保護¹⁵の活動を行なっている。

家庭内暴力への対策が行なわれている一方、セクシュアル・ハラスメントに関する対策は実施されておらず、社会的認知度も低い。

¹¹ UN Viet Nam (2009), Ibid.

¹² UN Viet Nam (2009), Ibid.

¹³ General Statistical Office Viet Nam (2010) Joint Media Release: New study shows the high prevalence of Domestic Violence in Viet Nam, http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=487&ItemID=10693

¹⁴ スポーツ・文化・観光省家庭局職員の話によれば、加害者に対して、親戚や年長者による忠告や指導がされている。

¹⁵ 家庭局職員によれば、被害者保護の施設は存在するが、滞在期間は最長で 3 日間とされている。

2-2 ジェンダーにおけるベトナム政府の取り組み

ベトナム政府の取り組み

- 1) 「2010 年までのベトナム女性向上のための国家戦略」では労働雇用、教育、保健等の分野が重点課題とされている。現在、ジェンダー平等局が中心となり、「ジェンダー平等国家戦略 2011-2020」と「ジェンダー平等国家目標プログラム 2011-2015」を開発、策定中である。
- 2) 「ジェンダー平等法」が制定され（2006 年）、その後、実施ガイドラインとなる 3 つの法令も公布された。
- 3) 家庭内暴力対策法が制定され（2007 年）、スポーツ・文化・観光省に属する家庭局が政策策定および実施機関となっている。同局により啓蒙や予防活動、被害者保護等が行われている。労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs : MOLISA）によりシェルターやソーシャルワーカーの整備が計画中である。
- 4) 現在、労働法に定められている退職年齢の違い（男性 60 歳、女性 55 歳）の見直しに関して議論されている。

[ジェンダー政策]

2002 年、「2010 年までの女性向上国家戦略」決議（Prime Minister Decision 19/2002/QD-TTg）が採択された。この国家戦略の最終目標は、女性の精神的・身体的生活の質が向上すること、基本的人権を得るために必要な環境を整えること、政治・経済・文化・社会全ての分野への女性の参加を促し、裨益をもたらすこととされている。この戦略には 5 つの重点目標が挙げられており、この目標とそれぞれの指標は以下の通りである。

2010 年までの女性向上国家戦略¹⁶

	重点目標	指標
1	労働雇用分野における女性の平等な権利の達成	1 女性の労働者の割合が 2010 年までに 50%まで増加する 2 農村部の女性の生産力が 2010 年までに 80%まで増加する 3 都市部の女性の失業率が 2010 年までに 5%以下まで下がる 4 貧しい女性世帯主の家庭の 80%が貧困削減プログラムによる融資を受ける
2	教育分野における女性の平等な権利の達成	1 40 歳以下の非識字者全員が、2010 年までに識字者となる 2 高等教育を受けた女性の割合が 2010 年まで

¹⁶ 国家女性の地位向上委員会ホームページ：<http://genic.molisa.gov.vn/>

		に 35%以上となる 3 訓練を受けた女性の労働者が 2010 年までに 40%となる 4 公務員の女性の 30%が政治、行政、パソコンスキル、外国語の研修を受ける。また。専門技術研修を受ける女性が増える
3	保健分野における女性の平等な権利の達成	1 女性の寿命が 2010 年までに 73 歳まで延びる 2 3 回以上妊産婦検診を受ける妊婦が 2010 年までに 60%に増える 3 妊産婦死亡率が 2010 年までに、10 万対 70 まで減少する 4 保健サービスを受ける女性が 2010 年までに、95%に増加する 5 資格をもった助産師がいる病院が 2010 年までに、80%になる
4	政治・経済・社会における女性の能力の向上	1 第 10 回国会において、女性の委員が少なくとも 15%選出される 2 国家委員会内の女性委員が 30%になる 3 県レベルの人民委員会で、女性委員が 28%以上になる。郡レベルでは 23%以上、コミューンレベルでは 18%以上になる。 4 国家政府機関のリーダーの 50%が女性になる 5 教育、医療、文化、社会サービスを提供する全ての機関で、30%以上が女性のスタッフになる
5	女性の地位向上のために、政府機関が能力強化される	1 国家レベル・地方レベルで女性の地位向上に携わっているスタッフが全員研修を受ける 2 省庁や大衆組織のリーダー全員が 2005 年までにジェンダー平等を認識する

また、2009 年 12 月、共産党政治局決議 No11.NQ/TW「国家産業化・現代化期間における女性動員」を実施するための 2020 年までの活動プログラム (Resolution No.57/NQ-CP) が着手された。現在、2008 年に設置されたジェンダー平等局が中心となり、「ジェンダー平等国家戦略 2011-2020」と「ジェンダー平等国家目標プログラム 2011-2015」を開発、策定中である。

国家社会経済開発計画 2010-2015 (National Socio-economic Development Plan :SEDP)は、ベトナムの今後の経済成長と社会開発の方向性を示すものであり、ジェンダー平等の視点も統合され、農業、雇用、環境マネジメント、健康、教育に関するジェンダー指標が設定さ

れている。SEDPと女性の地位向上のための行動計画、およびミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) はそれぞれ整合性をもつよう、常に見直されている。

[ジェンダー関連法令]

ベトナム国政府は2006年に「ジェンダー平等法」を施行した。この法律で定められている主な分野は、①政治や意思決定機関への参加、②経済活動機会の平等、③労働機会の平等、④教育と職業訓練の平等、⑤科学技術分野へのアクセスの平等、⑥文化とスポーツの参加の平等、⑦保健医療、⑧家庭内における夫婦の平等、である。また、2008年以降、「ジェンダー平等法」の実施ガイドラインとなる3つの法令を公布している（以下ジェンダー関連法令リスト参照）。

2007年に施行された家庭内暴力対策法では、家族間争いの調停、カウンセリング、啓蒙活動、予防対策、被害者支援等が明記されている。この法律以外にも、同法律の実施ガイドラインに関する法令が公布されている（以下ジェンダー関連法令リスト参照）。この分野については、スポーツ・文化・観光省に属する家庭局が政策策定および実施機関となっており、同局により法の整備と施行が行われている¹⁷。また、MOLISA 社会悪防止局や社会保護局、児童保護局などにより、シェルターやソーシャルワーカーの整備、連携機能の強化、カウンセリング能力強化に関する決議が出され、行動計画が策定中である。

婚姻・家族法では婚姻に関する規定、結婚後の夫婦関係、離婚に関する規定が定められている。婚姻適齢は男性20歳、女性18歳とされ、結婚後、夫婦は保護者としての責任や財産責任に関して平等な権利を持つとされている。また、離婚をする権利は男女両方にあり、離婚後の財産分与（特に土地や家財）は男女平等に行なわれることが保障されている。しかし、民族によって文化や伝統に差異があり、少数民族は特に慣習法による規定に従っている。

2002年に見直された労働法では、女性労働者に対する社会保障や給与等に関する改訂がなされた。現在は退職年齢の違い（男性60歳、女性55歳）の見直しに関して議論されている¹⁸。この違いにより、女性は男性よりも昇進が難しくなることが指摘されている。

ジェンダー関連法令リスト

法令名	制定年	概要
憲法	1992	憲法

¹⁷ MOLISA ジェンダー平等局が2008年に設置され、ナショナル・マシナリーに関する組織改編が近年行われたため、女性に対する暴力の法律とその取り組みに関しては、依然、スポーツ・文化・観光省に属する家庭局の管轄にあるが、これらを一元化することが将来的に望ましいと、UNIFEM などによって指摘されている。

¹⁸ Socialist Republic of Viet Nam (2005), Combined fifth and sixth report of CEDAW

婚姻・家族法	2000	婚姻、夫婦関係、離婚時の財産分与に関する法律
ジェンダー平等法	2006	政治経済、教育、保健等のあらゆる分野においてジェンダー平等を実現する
家庭内暴力予防対策法	2007	家庭内暴力の定義、予防活動、被害者の保護に関する法律
Decree No. 70/2008/ND-CP	2008	ジェンダー平等法にある条例実施のガイドライン
Decree No. 48/2009/ND-CP	2009	ジェンダー平等の保障基準の定義
Decree No. 55/2009/ND-CP	2009	行政上のジェンダー平等違反に対する処罰
Resolution No.57/NQ-CP	2009	2020 年に向けた活動プログラム：国家産業近代化への加速期間における女性動員に関する共産党政治局決議の実施
Circular No.191/2009/TT-BTC issued by Ministry of Finance	2009	ジェンダー平等と女性の向上のための予算管理と歳出
Decision No. 1855/QD-TTg	2009	県レベル・郡レベルにおける女性の地位向上委員会強化
Decree No. 56/2009/ND-CP	2009	中小企業開発支援の法令：女性への支援に関する規定あり
Decree No.60/2009/ND-CP	2009	結婚仲介人、婚姻登録等の違反に対する処罰
Decree No.08/2009/NC-CP	2009	家庭内暴力法の実施ガイドライン
Circular for DVL 16/2009/TT-BYT-2009 issued by Ministry of Health	2009	家庭内暴力被害者に対する保健医療ケアサービスの提供に関するガイドライン
Circular for DVL 02/2010/TT-BVHTTDL-2010	2010	家庭内暴力に関するカウンセリングサービス

出典: Combined fifth and sixth periodic reports of CEDAW

Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009

2-3 ナショナル・マシナリー

労働・傷病兵・社会問題省ジェンダー平等局

(Department of Gender Equality, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs)

- 1) 2008 年に国家のナショナル・マシナリーとして MOLISA ジェンダー平等局が設置された。現在、「ジェンダー平等国家戦略」を策定中である。「ジェンダー平等法」の見直しを行い、統計局とともにジェンダー統計の整備も実施中である。また、他省庁および MOLISA 職員対象に省庁のジェンダー主流化を目指している。ジェンダー平等局内にある女性の地位向上委員会（現委員長は MOLISA 女性大臣）は、首相に対してジェンダー平等および女性のエンパワーメントのアドバイスを行っている。
- 2) 大衆組織であるベトナム女性連合（Vietnam Women's Union: VWU）は、2008 年までは、実質的にジェンダー平等推進の中心的な役割を果たしてきた。現在も国家戦略の草稿に関わり、各種の政策アドボカシーと、貧困削減プロジェクトの実施により、中央から県、郡、コミューンに至るネットワークを有し、保健、教育、経済エンパワーメント、少数民族など多分野における女性支援を担っている。近年は女性の政治参加、労働法改正、女性に対する暴力対策についてのアドボカシーにとくに力を入れている。

[設立背景]

2007 年 12 月発布の首相決定法令 no. 186/2007/ND-CP によって、MOLISA¹⁹のジェンダー平等推進に関する役割と義務と権限が定められ、2008 年より政策・実施機関として MOLISA 内にジェンダー平等局が設置され、新しい職員編成が行われた²⁰。同時に、これまでベトナム国の女性の地位の向上と女性の権利のために長年²¹活動してきた「国家女性の地位向上委員会（National Committee for Advancement of Women : NCFAW）」は、ジェンダー平等局内に事務所を移動し、アドバイザー機関として、政府機関のジェンダー主流化活動を継続している。

[組織概要]

MOLISA ジェンダー平等局の役割は、同法令上に以下のように定められている。

- ・ ジェンダー戦略、年間計画、プログラムの策定
- ・ ジェンダー平等に関する法の草稿
- ・ 労働、教育、文化、保健、家庭など社会経済分野におけるジェンダー差別撤廃の政策策定
- ・ ジェンダー戦略のモニタリングと評価

¹⁹ 全省庁の大臣のうち、MOLISA のみ女性大臣が任命されている。

²⁰ MOLISA の他部局から異動した職員、ベトナム女性連合から転職した職員がいる。

²¹ 1994 年に設立された。

- ・ ジェンダー統計整備と啓発
- ・ 調査、コミュニケーション、啓発
- ・ ジェンダー平等に関する報告書の作成

ジェンダー主流化に関しては、とくに 2006 年に発効したジェンダー平等法²²の施行が主な取り組みである。また、ジェンダー差別撤廃のために、各省庁のジェンダー平等推進のためのガイドライン策定や各省庁のジェンダー担当職員の能力強化・研修を行い、国民の啓発のために、ジェンダー平等のキャンペーンや啓発活動を実施している。

現在、ジェンダー平等局のスタッフは 13 名であり、このうち 8 名がジェンダー平等担当官で、5 名は NCFAW のスタッフである。新しく設置された小さな部局であるため、職員らの能力強化および組織強化は国連女性開発基金（UNIFEM）、世界銀行、スペイン他の二国間援助機関などが支援しているが、職員の知識や能力が不足していることが指摘されている²³。中央レベルでは、少数ながらも上記の専任職員がいるが、省レベルになると、労働・傷病兵・社会問題局（DOLISA）にはジェンダー担当職員が任命されていない。ベトナム国において、男女格差の問題は、とくに地方で深刻であるため、人民委員会が、地方においてはジェンダー平等推進の実施に責任を負っている²⁴。

名称	MOLISA ジェンダー平等局
職員数	13 名
予算	N/A
達成目標	ベトナム国のジェンダー平等推進
役割	・ ジェンダー戦略、年間計画、プログラムやプログラムの策定 ・ ジェンダー平等に関する法の草稿 ・ 労働、教育、文化、保健、家庭など社会経済分野におけるジェンダー差別撤廃の政策策定 ・ ジェンダー戦略のモニタリングと評価 ・ ジェンダー統計整備と啓蒙 ・ 調査、コミュニケーション、啓発 ・ ジェンダー平等に関する報告書の作成

[ジェンダー平等局による主要取り組み事項]

2009 年から 2010 年にかけて以下の取り組みが主に行われた。

²² 当時は、VWU のもとで、法の策定が行われた。

²³ UNIFEM や局長によると、MOLISA の他部局から配属された職員は、ジェンダーに関する知識が十分ではなく、さらなる教育が必要である。また、VWU から配属された職員は、比較的年齢が若い。

²⁴ 地方での人民委員会の役割については、ジェンダー平等法に明記されている。

- ・ 2006 年に策定された「ジェンダー平等法」の実施、モニタリング、評価
- ・ 社会経済政策のジェンダー主流化
経済社会開発計画 2011-2015 へのジェンダー平等の含有
- ・ 「ジェンダー平等国家戦略 2011-2020」と「ジェンダー平等国家目標プログラム 2011-2015」の策定
- ・ ジェンダー平等法のキャンペーンと啓発、ジェンダー平等研修
- ・ ジェンダー統計の情報整備
- ・ 政府のジェンダー予算の推進

[NCFAW の組織と役割]

NCFAWは、首相にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する助言を行うセクター間組織である。とくに調査と省庁間の調整についての支援を受け持ち、各省庁と大衆組織からの代表によって構成されている。2008 年には、MOLISA大臣がNCFAWの代表に、VWU長とMOLISA副大臣が副代表に任命された。メンバーは 21 名で、各省庁の副大臣レベルである。

この下に、各省庁が地方レベルで女性の地位向上委員会（Committees for the Advancement of Women : CFAW）を持ち、それぞれの行動計画を開発し、NCFAWによって定期的なモニタリングが行われている。CFAWは、各地域の人民委員会の副代表が代表を努め、DOLISAが実施主体となっている²⁵。

NCFAWの役割は以下の通りである。

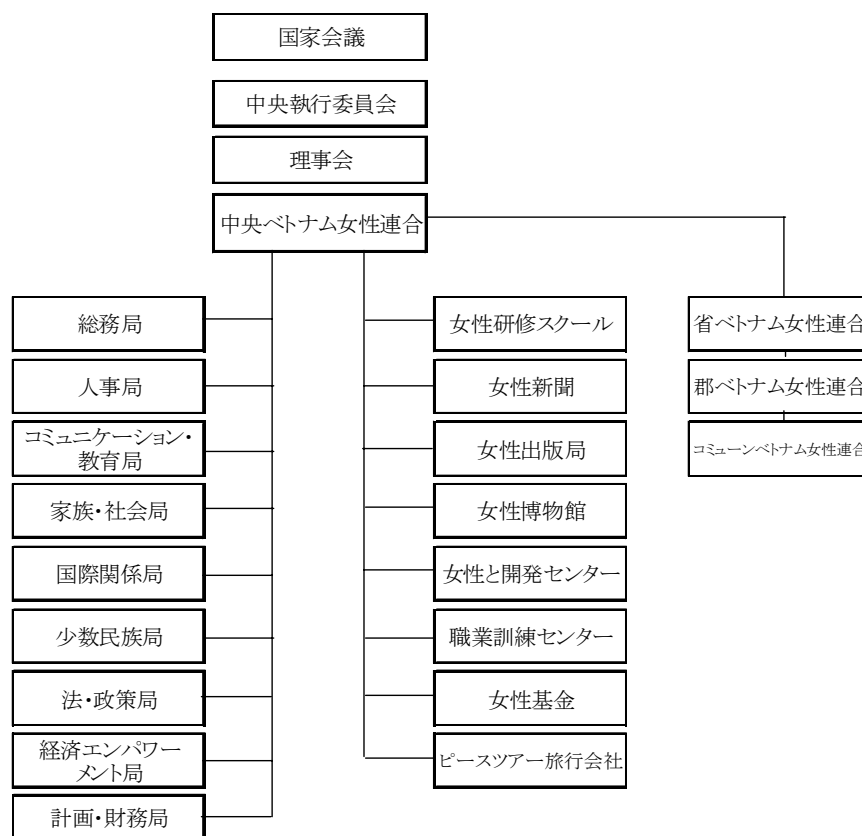
- ・ 女性の地位向上に関わる調査とプロポーザルを首相に提出する
- ・ 女性の地位向上に関する法律や政策を国民に啓蒙するために、省庁や関連機関、人民委員会、大衆組織の調整と連携について首相を支援する
- ・ 女性の地位向上に関する国家目標の実施を促進するために首相を支援する
- ・ 定期活動報告書を首相に提出する

[VWU の組織と役割]

VWU は 1930 年設立の党組織であり、様々な分野での女性の支援を中央、地方、草の根レベルで行ってきたが、とくに最近はその組織力と草の根レベルのネットワーク力を生かして、農村の貧困女性のために活動する大衆組織として存在意義を強めている。その会員は全国で約 1300 万人を有し、18 歳以上のベトナム国女性の 50%を数える。ハノイ市には中央女性連合と関連施設にあわせて約 350 名の職員が常勤しており、省レベル（全 63 省・市）では、それぞれ約 25 名の職員、郡レベル（全 642 郡）ではそれぞれ約 10 名の職員、コミュンレベル（全 10, 472 コミュン）では、それぞれ約 3 名の職員を雇用している。

²⁵ 2009 年発効の Decision No 1855/QĐ-TTg によって、その機能は強化された。

VWU の組織体制は以下の通りである。



VWU 組織図

2007-2012 年の VWU の活動課題は以下の 6 つである。

- 課題 1. 女性の意識と知識と能力を向上する。健康で、知的で、技能を持ち、力強く、革新的で、文化的で、心優しいベトナム女性を育成する。
- 課題 2. ジェンダー平等法の法整備の過程に参加し、議論を行い、その実施を監督する。
- 課題 3. 女性の経済的エンパワーメント、就労、収入向上を支援する。
- 課題 4. 豊かで、対等で、先進的で、幸福な家庭づくりを支援する。
- 課題 5. VWU の組織を強化する。
- 課題 6. 平等と開発と平和のために国際協力を推進する。

この 6 つの課題に沿った 2008 年の活動計画は以下のとおりであり、女性と子どもと家族の支援に幅広い領域で活動している²⁶。

- 課題 1. 党の方針や決議案、女性のための法律の理解を広めるためのキャンペーンの企画、キャンペーンツールの開発

²⁶ 計画財務局 の情報によると、中央女性連合の年間予算は、例年約 170billionVND（1 ドル＝18,700VND）。主な国際支援機関は、ILO, UNICEF, UNFPA, World Bank, Ford Foundation, AusAid、スイス、オランダ、ベルギー、ドイツなど。

- 課題 2. ジェンダー平等法、家庭内暴力対策法の法整備への参加、法律カウンセリング・キャンペーン、コミュニケーションレベルの調停グループの支援など
- 課題 3. 貧困女性のためのマイクロファイナンスの実施、貧困世帯調査、女性世帯主調査、障害女性支援、職業訓練、就労支援、女性起業家支援など
- 課題 4. 食品安全、保健衛生キャンペーン、環境浄化活動、家庭内暴力対策法の施行の推進、家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、子どもの教育、人身取引対策など
- 課題 5. 草の根レベルに至るスタッフの教育、ネットワーク強化、メンバーシップの増員活動
- 課題 6. 国際女性の日の国際行動、「女性の暴力撲滅キャンペーン」の参加など

[他省庁によるジェンダー関連の主要取り組み事項]

ジェンダー国家戦略²⁷には、各省庁と関連機関の役割が以下のように明記されている。

- ・ 計画投資省は、国家戦略を調整、監督、モニターし、国家、地方の社会経済開発計画にジェンダー目標を統合する。
- ・ 保健省、教育訓練省、農業農村開発省、MOLISAは行動計画を策定し、実施する。とくに、少数民族と貧困家庭、HIV感染者に配慮して、その国家計画にジェンダー平等を組み込む。
- ・ 財務省は、年間計画を準備し、ジェンダー政策実施の出費の指導を行う。
- ・ 外務省は、他国政府、NGOと国連機関からの資金調達を行う。
- ・ 統計局は、ジェンダー統計分析を行い、計画投資省とNCFAWに提出する。
- ・ 人民委員会、各自の社会経済開発計画にジェンダーを統合する。
- ・ ベトナム祖国戦線とVWUは、戦略を実施する。

現在の主要な各省庁の取り組みは、3に詳述する。以下は要約である。

省庁名	主な取り組み
教育訓練省	「万人のための教育（Education for All）国家活動計画 2003-2015」に基づいたジェンダー平等の達成。識字、ノン・フォーマル教育、
保健省	「リプロダクティブ・ヘルスケア国家戦略 2001-2010」に基づいた、女性や妊婦の健康改善、家族計画の意思決定の平等な権利、思春期層に対する啓発活動など。
農業農村開発省	「農業農村開発におけるジェンダー戦略 2003-2010」に基づいて、農村の男女の収入の格差の削減、農村女性の貧困削減、普及、研修の強化、職業訓練の拡大。保健衛生の向上。
スポーツ・文化・観光省	「家庭内暴力予防対策法」の策定と実施。女性に対する暴力の法整備、啓発活動。

²⁷ 2004年にUNDPの支援によりNCFAWと策定。

MOLISA	女性の労働雇用問題、海外労働移動、職業訓練、マイクロファイナンス、人身取引被害者支援、社会復帰、ソーシャルワーカー育成。
VWU	ジェンダー平等、女性の経済エンパワーメント、母子保健、少数民族支援、職業訓練、文化、女性に対する暴力、人身取引
人民委員会	地方の女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の推進、農村開発とジェンダー、コミュニンの貧困削減

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 教育分野

教育分野の概況

- 1) 初等教育の就学率は男女共に 9 割以上であり、中等教育・高等教育における男女の就学率にも大差はない。しかし、少数民族の子どもは依然として就学率が低い。特に、少数民族の女子は初等教育や中等教育への就学率が低く、留年や退学が多いと言われている。
- 2) 教科書の内容や記述に、依然としてジェンダーステレオタイプが残っている。これらの記述は教師が生徒を指導する上でも影響していくことから、ジェンダーに中立な内容の教科書開発への動きがある。
- 3) ベトナムにおける 10 歳以上の識字率は 9 割を超えているが、女性の識字率は 89.1%であり、依然として民族や居住地域による差が大きい。ベトナム政府は 15-35 歳の非識字者を対象に、初等教育や中等教育の教師によって識字教育を実施している。
- 4) 男性は女性よりも職業訓練を受ける機会を持っている。VWU により、県や郡レベルで女性の職業訓練センターは設置されているが、縫製や手工芸などの既存の短期訓練が多く、現代の市場とマッチしないことが指摘されている。

[政策]

ベトナム政府は 2005 年、教育法（the Education Law）を施行しており、国民が道德、知識、身体的健康、社会主義と国家に対する忠誠心を養うことを教育目標として掲げている。教育法によれば、ベトナムの教育システムは①幼児教育（保育所や幼稚園）、②普通教育（初等教育、前期・後期中等教育²⁸）、③専門教育（専門中等教育、職業訓練）、④高等教育（短期大学、大学、大学院）の 4 つと定められている。

また、この法律施行以前に教育開発戦略計画 2001-2010（the Education Development Strategy Plan 2001-2010）が策定された²⁹。この戦略計画の目標として、①教育の質を根本的に変えること、②教育における社会的平等の保障、③全ての社会階層に対する教育機会の創出、の 3 つが掲げられている。さらに、同戦略計画では、万人への初等教育の維持と 2010 年までの万人への前期中等教育の達成への努力が示されている³⁰。

²⁸ 教育法によれば、中等教育は前期 4 年間と後期 3 年間に分かれている。

²⁹ 教育訓練省ホームページ：<http://en.moet.gov.vn/?page=6.1&view=3450>

³⁰ UNICEF Viet Nam (2010) An Analysis of Child Situation in Viet Nam より

[ジェンダーに配慮した教育開発計画]

2003 年、ベトナム政府は「万人のための教育（Education for All : EFA）国家活動計画 2003-2015」を策定した。この活動計画では、ジェンダー平等は目標達成のための優先課題とされている。活動計画は 4 つのターゲットグループを持っており、それらは①幼児教育、②初等教育、③前期中等教育、④ノン・フォーマル教育、である。これらのターゲットグループの中で、前期中等教育とノン・フォーマル教育の主要課題として、女子や女性に対するアクセス拡大が含まれている。

[初等教育・中等教育]

教育法によれば、初等教育は 6 歳から 5 年間とされている。2009 年の初等教育純就学率は 97%であり、小学校に入学した児童の 88.5%が 5 年間の教育を修了している³¹。男児と女児に大きな違いはなく、児童 48.2%が女児であった³²。また、地域による差異も見られていない³³。しかし、少数民族の子どもや山岳地帯に住む子どもの初等教育へのアクセスはまだ不十分である。少数民族の子どもの初等教育就学率は 80%を超えるが、修了する子どもは 60%まで下がる³⁴。この原因として挙げられるのは、学校までの距離と学校で使用される言語（ベトナム語）である。少数民族の女子は、最も初等教育への就学率が低く、留年や退学も多く、中等教育への進学率も低いグループとされている³⁵。

初等教育から中等教育への進学率は 91%³⁶となっており、純出席率は男子 80%、女子 82.6%である（キン族の場合）³⁷。しかし、中等教育の純出席率になると、少数民族の子どもの純出席率は男子 67.8%、女子 61.6%となっており、ジェンダーによる差に加えて、キン族との差も広がっている。この理由として、女子よりも男子を優先して教育を受けさせること、家事やその他の労働に女子の人手が必要なこと、家計の逼迫等が挙げられている。

初等教育から中等教育への女子の進級に関する信頼性のあるデータがないため、中等教育に関する国家政策にはジェンダー主流化がまだ十分になされていない。

³¹ UN Viet Nam, Achieving the MDGs with Equity: MDG 2

³² UN Viet Nam, Achieving the MDGs with Equity: MDG 3

³³ UN Viet Nam, Ibid.

³⁴ UNICEF Viet Nam (2010), Ibid.

³⁵ UNICEF Viet Nam (2010), Ibid.

³⁶ UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Gender Issues in Education

³⁷ UNICEF Viet Nam (2010), Ibid.

[教科書の内容のジェンダーバイアス]

教科書の内容に見られるジェンダーバイアスは教育分野の課題とされている³⁸。小中学校で使用されている教科書では、伝統的な男女の役割や画一的な男らしさや女らしさが描かれていることが多い³⁹。教育現場におけるジェンダーバイアスは教師の指導法や生徒たちの価値観にも影響することから、男女の中立的な描写が求められている。先に述べた教育開発戦略計画では、教科書の改訂を含めた教育の質の向上を目標としているが、これには教科書内のジェンダーバイアスを取り除く作業も含まれている。

[高等教育]

教育法によれば、高等教育は短期大学、大学、大学院（修士課程・博士課程）と位置づけられている。中等教育を修了し、高等教育へ志望する学生が男女ともに増えているが、該当する教育機関が限られており、高等教育へ進学する男子は 11%、女子は 8%（2008 年）と報告されている⁴⁰。

また、高等教育での専攻科目に男女の違いがはっきり現れ、女子学生の半数以上（55%）が教育やビジネス等を専攻している一方、男子学生の 40%近くが技術系やエンジニアを専攻している⁴¹。「2010 年までの女性向上国家戦略」の最優先課題のひとつである教育分野では、高等教育修了者の 35%が女性になるという目標を掲げている。

[識字教育]

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）の報告書では、10 歳以上の識字率は 92.13%だが、女性は 89.31%にとどまっている。非識字率は民族や居住地域による差が大きく、例えば、東三省タイグエン市の少数民族の非識字率は男性が 17.1%、女性が 29.1%と高くなっている（同じ地域におけるキン族男性の非識字率は 1.3%、キン族女性は 1.1%）⁴²。

識字教育の重要性は先に述べた教育法や EFA 国家活動計画にも述べられている。また、「2010 年までの女性向上国家戦略」に、2010 年までに女性全員が識字者になるという目標が定められている。ベトナム政府は 15-35 歳の非識字者を対象に、初等教育や中等教育の教師によって識字教育を実施している。

³⁸ Socialist Republic of Viet Nam (2005), Combined fifth and sixth reports of CEDAW

³⁹ 例えば、女性や少女が家事や農作業を行っており、性格も恥ずかしがり屋で従属的に描かれている一方、男性や少年は学者や技術者等の職業に就いており、力強く、頼れる存在として描かれている。

⁴⁰ World Economic Forum (2008), Global Gender Gap Report 2008

⁴¹ UN Viet Nam (2009), Ibid.

⁴² UNIFEM (2010), Gender Analysis on draft Five-Year Socio-Economic Development Plan 2011-2015

[職業訓練・技術教育]

男性は女性よりも職業訓練を受ける機会を持っており、学校で職業訓練を受けた男性 16.3%に対し、女性は 9.9%であり、職場内訓練を受けた男性は 13.9%、女性は 9.7%であった⁴³。しかしながら、近年、職業訓練を受ける女性は増え、18-21 歳で訓練を受けた女性は 7.5%（2004 年）から 11.1%（2006 年）に増加した⁴⁴。職業訓練の学校数も増加し、その内容も幅広くなった（例えば、電気通信や洋服の仕立て等）⁴⁵。しかし、専門技術を持った女性労働者は依然として男性より少なく、女性労働者の 4 分の 3 が非熟練労働に携わっていると言われている⁴⁶。

VWU では女性の職業訓練センターを中央と県のレベルで設置し、女性の技術向上と収入向上、起業支援を行っている。ただし、そのトレーナーの数や教室数などは限られており、カリキュラムも地方の女性や若年層のニーズに合っていない場合が多い。ハノイ市の女性開発センターでは IT やホテル・レストラン業など都市型の女性対象の職業訓練と就労支援も行っており、少数であるが家庭内暴力被害者対象の技能訓練も実施している。

[ノン・フォーマル教育]

教育法の 5 章「生涯教育」でノン・フォーマル教育が規定されており、識字教育やライフスキル等がこれに含まれる。また、ノン・フォーマル教育は、EFA 国家活動計画のターゲットグループの 1 つである。この国家活動計画での目標は①未就学の若者に対する初等教育の提供、②成人に対する識字教育やライフスキル教育の提供、③ノン・フォーマル教育プログラムの改善、④ノン・フォーマル教育や生涯学習の国家戦略の策定、⑤地方レベルにおける運営能力の強化、とされている。全ての人が対象になりうるが、特に優先される対象者は義務教育を受けていない若年層や成人、中でも女性、農民、少数民族である。

ノン・フォーマル教育の実施場所はコミュニティ・ラーニングセンター（Community Learning Center: CLC）と生涯教育センター（Continuing Education Center: CEC）であり、2006 年までにベトナム全土のコミュニティの 7 割以上に 7,384 の CLC が建設された⁴⁷。主に、識字教育と初等教育を、その地域の教師や社会組織のメンバーが行なっている。

⁴³ ADB (2006), Viet Nam Country Gender Assessment

⁴⁴ UN Viet Nam (2010), Ibid.

⁴⁵ ADB (2006), Ibid.

⁴⁶ ADB (2006), Ibid.

⁴⁷ UNESCO (2008), Viet Nam Non-Formal Education: Country Profile prepared for the Education For All Global Monitoring Report 2008

3-2 保健医療分野

保健医療分野の概況

- 1) ベトナム女性の平均寿命は 76.8 歳、男性は 72.9 歳となっている。MDGs に関する指標は順調に改善されており、妊産婦死亡率は 1990 年に 233 対 10 万であったが、2009 年には 69 対 10 万まで低下している。しかし、妊産婦死亡率の地域差や民族差が懸念されている（例えば、北部山岳地域 411 対 10 万）。
- 2) 合計特殊出生率も減少傾向にあり、合計特殊出生率は 2.08（2008 年）であった。避妊実行率は 79%と高く、家族計画が積極的に実施されている。しかし、少数民族、未婚者、思春期層そして移住労働者が家族計画に関するサービスを受ける機会が限られており、望まない妊娠や中絶の問題も多い。
- 3) ベトナムにおける HIV 感染者は約 24 万人（2009 年）と予想され、主に薬物使用者やセックスワーカーが感染していると言われている。感染者の 85%が男性であるため（2008 年）、女性への感染拡大が懸念されている。
- 4) 出生時性別割合を見ると、男児：女児＝110.5：100（2009 年）と男児が女児よりも多い。男子崇拝の価値観や医療技術の進歩により、中絶を選択する女性が増えたためと考えられる。

[政策]

ベトナム政府は 2001 年以降、積極的に保健医療政策を打ち出している。「リプロダクティブ・ヘルスケア国家戦略 2001-2010」は 2010 年までにリプロダクティブ・ヘルスが改善され、都市と地方の格差もなくなることを最終目標としている。この国家戦略には 7 つの目標があり、その中には女性や妊婦の健康改善、家族計画の意思決定の平等な権利、思春期層に対する啓発活動等が含まれている。この国家戦略以外にも、「国家栄養戦略 2001-2010」、「公衆衛生戦略 2001-2010」、「ベトナム人口戦略 2001-2010」、「安全な母性国家計画 2003-2010」等が実施されている⁴⁸。

保健に関する政策で最初にジェンダー課題を明記した文書は 2003 年に施行された「人口法令」であり、胎児の性別選択の禁止、女子・男子に対するあらゆる差別の撤廃のために政府が責任を持つこと等が定められている⁴⁹。

[保健医療]

2010 年の世界人口レポートによれば、男性の平均寿命は 72.9 歳、女性は 76.8 歳であった。急速な経済成長により国民の生活スタイルが変化し、感染症疾患（寄生虫疾患や結核

⁴⁸ Socialist Republic of Viet Nam (2005), Combined fifth and sixth reports of CEDAW

⁴⁹ Socialist Republic of Viet Nam (2005), Ibid.

等）は減少したが、非感染症疾患（アルコール依存症や交通事故等）が増加している。非感染症疾患は女性よりも男性に多く、これが平均寿命の違いに影響していると考えられている。

MDGs に関する指標（乳児死亡率、5 歳児未満の死亡率、妊産婦死亡率）は順調に改善されており⁵⁰、妊産婦死亡率は 1990 年に 233 対 10 万であったが、2009 年には 69 対 10 万まで低下している⁵¹。この要因として、質の高いリプロダクティブ・ヘルス（例えば、妊産婦ケア、家族計画サービス、技術を持った医療従事者が立ち会う出産）へのアクセス向上などが考えられている⁵²。しかし、2006 年以降、この数値に変化がないため、2015 年までの目標値である 58.3 対 10 万を達成するためにさらなる努力が必要とされている⁵³。また、妊産婦死亡率は地域差や民族差が懸念されている。例えば、2002 年の妊産婦死亡率はキン族が多く住む地域では 46 対 10 万であるが、少数民族が多く住む地域では 411 対 10 万（北部山岳地域）、119 対 10 万（中央沿岸地域）である。妊産婦の死亡は主に出産中かその直後が多いことから、助産師が立ち会った出産が望ましいとされているが、少数民族はこのような保健サービスへのアクセスが乏しく、キン族の妊産婦の 96.4%が助産師立ち会いのもと出産しているのに対し、少数民族の妊産婦は 45.8%にとどまっている⁵⁴。

[栄養]

2010 年の国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）のレポートによれば、5 歳児未満の低体重率は男児 21.1%、女児 19.2%と報告されており、男児の方が女児よりも若干栄養状態は悪い。ただし、栄養状態に関しては、男女差よりも、地域差や民族差が顕著である。例えば、キン族の低体重率が 18%に対し、少数民族は 29.7%である。また、女性（特に妊婦）の鉄分欠乏症貧血が多く、2008 年のデータでは妊婦の 38%がこの症状を抱えている⁵⁵。

ベトナム政府は「国家栄養戦略 2001-2010」を策定し、主に 5 歳未満の子どもと妊産婦を対象に栄養失調を減らすための活動を行なった⁵⁶。この戦略では全ての民族が十分な栄養を得ることを目指し、コミュニティや家庭の参加を促した。この戦略で、開始後 5 年の間に子どもの栄養失調が大幅に減少したが、後半はこの現象も横ばいになっている。

⁵⁰ WHO 国別協力戦略 2007-2011

⁵¹ UN Viet Nam, Achieving the MDGs with Equity: MDG 5

⁵² UN Viet Nam, Ibid.

⁵³ UN Viet Nam, Ibid.

⁵⁴ UNICEF Viet Nam (2010), An Analysis of the Situation of Children in Viet Nam 2010

⁵⁵ UNICEF Viet Nam (2010), Ibid.

⁵⁶ 例えば、6 月 1 日と 2 日を「微量栄養素デー（Micronutrient Day）」とし、新生児の健康チェックや妊産婦や産後の母親に鉄分の錠剤を配付するキャンペーンを実施した。

[家族計画]

国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）のレポートによれば、合計特殊出生率は減少傾向にある⁵⁷。2008 年の合計特殊出生率は 2.08（都市部は 1.83、農村部は 2.22）であり、都市部と農村部の違いがある。また、教育を受けていない女性の合計特殊出生率が最も高く（2.65）、教育レベルがあがるにつれて低くなり、高等教育を終えた女性の合計特殊出生率は 1.64 とされている。

避妊実行率は 79%（全ての避妊法を対象とした場合）と高い⁵⁸。主な避妊方法は IUD（子宮内避妊器具）の 35.9%、自然家族計画法の 10.2%であり、コンドーム使用による避妊は 7.6%である⁵⁹。最近まで実施されている国家家族計画プログラムは既婚者のみをターゲットとしていたため⁶⁰、少数民族、未婚者、思春期層そして移住労働者が家族計画に関するサービスを受ける機会が限られている。

家族計画の問題として中絶率の増加がある。特に思春期層の中絶率が多く、中絶の約 20%が 10 代の少女たちによるものとされている⁶¹。また、性に関する知識がないまま、結婚前に性交渉をした 10 代の若者が 7.5%という報告もあり、中絶増加の要因の 1 つとされている。

[HIV/AIDS]

ベトナムにおける HIV 感染者数は約 243,000 人（2009 年）であり、HIV 検査を受ける人口が増えれば患者数はさらに増えると予測されている⁶²。感染者は主に薬物使用者（20.27%）やセックスワーカー（3.12%）である（2008 年）⁶³。感染者のほとんど（85%）が男性と報告されており、HIV 感染者の 10 人に一人が 19 歳以下、半数以上が 20 歳から 29 歳の若者である⁶⁴。男性の感染者が多いが、女性への感染拡大も懸念されている。婚前の性交渉やコンドーム使用率の低さが要因となり、女性の感染経路はパートナーである男性からであることが多い。また、妊産婦の HIV 感染率が増えており、2008 年は 4100 人の妊産婦が HIV に感染していると予測され、2012 年には 4800 人まで増加するだろうと予測されている⁶⁵。このため、妊婦検診等での HIV 検査の実施や情報提供のケアも必要とされている⁶⁶。

⁵⁷ UNFPA Viet Nam (2008), Viet Nam Population 2007

⁵⁸ UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Gender Issues in Health and Health Care

⁵⁹ UN Viet Nam (2009), Ibid.

⁶⁰ UNICEF (2010), Ibid.

⁶¹ UN Viet Nam, Ibid.

⁶² UN Viet Nam (2009), Ibid.

⁶³ UN Viet Nam (2009), Ibid.

⁶⁴ UNICEF (2010), Ibid.

⁶⁵ UNICEF (2010), Ibid.

⁶⁶ UNICEF (2010), Ibid.

ベトナム政府は 2004 年に「2010 年までの HIV/AIDS 予防対策国家戦略」を策定し、また、2007 年には「HIV/AIDS 予防対策法」を施行し、国民に対する啓発活動、HIV 感染者へのサービスの提供等に取り組んでいる⁶⁷。例えば、JICA は草の根技術協力プロジェクトとして、HIV 陽性者の支援を実施している。また、アメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）は薬物使用者やセックスワーカー等を対象とした HIV/AIDS 予防支援を行っている。

[出生時性別割合]

現在、ベトナムでのジェンダー平等推進において大きな問題となっているのが出生時性別割合である。出生時性別割合とは生まれた女兒 100 人に対する男児の数のことを差し、この割合の世界標準は男児：女兒の割合はおよそ 105：100 と言われているが、1990 年代以降、アジアのいくつかの国々で男女のバランスが不均等になっていることが指摘されている。ベトナムは 2000 年での割合が 106.2 と標準値であったが、2003 年以降、出生時性別割合の男女差が広がっていると報告されており、2009 年時点での割合は男児：女兒＝110.5：100 であった⁶⁸。この値はアジアの他の国と比べると突出して高いものではないが⁶⁹、ベトナムの場合は短期間（2003 年以降）で出生時性別割合が上昇していることが指摘されている。このまま対処がなされない場合と、2009 年の人口性別割合は男性 113、女性 100 となると予測され、女性人口の減少は早期結婚や性産業の増加等につながると懸念されている。

ベトナムの出生時性別割合は地域、出生順序、社会経済基盤によって差異がある。地域別でみると、首都ハノイを含む江河デルタ地域の 115.4 が最も高く、少数民族が多く居住する中部高原地域の 105.6 が最も低い⁷⁰。出生順序をみると、第 3 子以降が 115.5 と最も高く、第 2 子が 109 と最も低い値である⁷¹。夫婦の社会経済基盤をみると、貧困層の出生時性別割合は 105.2 と低いが、中流階級以上では 110 を超えている⁷²。

この現象が起こる理由として、①伝統的な家父長制により男児優先の価値観が根強く残っていること、②出生率の低下により男児を持つ可能性が低くなっていること、③医療技術の発展により出産前に性別確認ができるようになったこと、などが挙げられている。

ベトナム政府は 2003 年、人口に関する法令を公布し、発生胎児の性別認証と性別による中絶を禁止している⁷³。2006 年「ジェンダー平等法」でも性別選択のための中絶を行なう

⁶⁷ UNICEF (2010), Ibid.

⁶⁸ UNFPA Viet Nam (2010), Sex Ratio At Birth Imbalances in Viet Nam: Evidence from the 2009 Census

⁶⁹ 例えば、中国の出生時性別割合は 120.6（2008 年）、インドは 112.1（2006 年）である。

⁷⁰ UNFPA Viet Nam (2010), Ibid.

⁷¹ UNFPA Viet Nam (2010), Ibid.

⁷² UNFPA Viet Nam (2010), Ibid.

⁷³ Socialist Republic of Viet Nam (2005), Ibid.

ことはジェンダー平等に違反すると規定している⁷⁴。また、人口家庭計画局もこの問題の対策として、既婚者や医療関係者に向け、性別認証や中絶に関する法律の啓蒙活動を実施している⁷⁵。

⁷⁴ UN Viet Nam (2010), Factsheet 2010 World Population Day, Sex Ratio at Birth

⁷⁵ 保健省人口家庭局へのインタビューより

3-3 農林水産業分野

農林水産業の概況

- 1) ジェンダー政策としては、「農業農村開発におけるジェンダー戦略 2003-2010」に基づいて、本年のモニタリングと評価レポートをまとめている。
- 2) 土地使用証明書は、夫婦 2 名の連名で行うよう土地法に規定されているため、法律上は農地所有権は男女平等であるが実際にはほとんどが夫のみの記載で行われている。また、農村地帯において、意思決定の場や組織のリーダーシップは男性に独占されており、水、マイクロクレジット、農機具、研修などへのアクセスも限られている。
- 3) ベトナム国は、農業従事者が約 6 割を占め、その農作業の多くを女性が担っている。ただし、家事との二重負担、無償労働、家庭内暴力、男子崇拝の問題など、女性の地位はいまだ低い。また、男性や若者の都市への移住や経済危機に伴い女性の農業への負担が増している。
- 4) 県の普及センター、郡の普及所からコミュニンに配置された普及員が農村女性の技術指導を行っているが、女性の非識字やアクセスの問題から、女性農民には十分な技術が移転されにくい。
- 5) 農家の収入向上による貧困削減が農業農村開発セクターの上位目標であるため、収入向上、起業支援が求められている。現在、農業農村開発省によって、農村の職業訓練プログラム政策が策定中である。

[農業の概要]

1980 年代、ドイモイ政策によって農地改革が行われ、労働力の国内移動が促進された。また、1993 年には土地法も導入され、生産高と食糧消費は急速に増大した。現在ベトナム国は世界有数の米輸出国であり、同時に茶、タバコ、コーヒーなどの主要作物を増産している。また、2007 年の世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）への加盟によって、農産物を含む自由貿易政策を強化しており、国際競争のなかでの効率化重視によって農業物資の価格は上昇し、農家はさらなる収入向上が求められることになった⁷⁶。

このような状況下、ベトナム国民の約 70%が農村地帯に居住している（2009）⁷⁷。工業化によって、農業に従事する全体人口は、1995 年の 71%から、2008 年の 52.5%へと減少しているが、いまだに農業は主要な職業であり、農村男性人口の約半分、女性人口の 3 分の 2 が農業者である。

⁷⁶ UNDP の 2009 年の報告による。

⁷⁷ 統計局データ

[農業分野におけるジェンダー政策]

農業農村開発省では、2008 年の組織改編によって、灌漑稲作、林業、漁業の 3 総局が設置された。これを受けて、2009 年にはジェンダー平等に関する新規法律文書を公布した。

「農業農村開発におけるジェンダー戦略 2003-2010」は、2003 年に VWU とアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）の支援のもとに策定され、同年 10 月の農業農村大臣の決議によって、実施が始まった。その後、2008 年の漁業省の併合などもあり、改定を行いながら現在に至っている。また、ADB の支援のもとに「ジェンダー主流化ガイドライン」も策定されている。1994 年から省内には、CFAW が設置されているが、この委員会には大臣の決議などの公的文書による権限が規定されていないため、指導力が弱い。この委員会メンバーが実質的には各部局の GFP として機能している状況であるが、予算確保などのシステム作りは今後の課題である。

「農業農村開発におけるジェンダー戦略 2003-2010」には、2020 年までに達成する省内目標として、収入向上と貧困削減が謳われており、農村の男女の収入の格差の削減、農村女性の貧困削減が明記されている。また、2010 年までの目標としては、農業農村開発セクターのジェンダー平等と女性の地位の向上、ジェンダー視点に立った計画、実施、である⁷⁸。また、これらの達成のために、以下の 5 つの目的が計画され、指標が決められた。

- 1 農業農村開発分野の工業化と近代化のなかで、公務員、農民をはじめとする国民のジェンダー意識が向上する。
- 2 農村女性が、土地、クレジット、水、公共サービスなどの主要な資源へアクセスでき、活用できるようになる。
- 3 性別統計をプログラムやプロジェクトのモニタリングと評価のツールにすることによって、ジェンダー目標を統合する。
- 4 農業調査や公共サービス供給や農業研修において、ジェンダー平等を目指し、ジェンダーに配慮した実施を行う。
- 5 農業開発省の中央と地方レベル、人民委員会のあらゆるレベル、および農業大学、機関、職業訓練校、企業において、意思決定の場に女性の参加とエンパワメントを奨励する。

2010 年、農業農村開発省はこのジェンダー戦略の評価報告書をまとめ、女性職員の増員（40.65%）⁷⁹、ジェンダー統計システムの開発⁸⁰、少数民族への研修強化など、いくつかの主要な達成事項を発表している。また、農村部での不十分な啓発活動や、インフラの未整備、ジェンダー指標の不足⁸¹、農村開発のための省庁連携⁸²の必要などが指摘された。省

⁷⁸ 農業農村開発省によると、このジェンダー戦略に基づき実施を行った結果、現在、その約 3 割が実施された。ジェンダーに関する活動の予算不足と人材不足が問題であるという。

⁷⁹ 215,000 人中 87,400 人が女性職員。

⁸⁰ 2008-2009 年、SIDA と FAO の支援により、ジェンダー統計システムの開発が、省の IT 統計センターで行われた。農業・農村開発に関するジェンダー指標は、14 から 30 に増えた。

⁸¹ 農業生産に関わる指標だけではなく、農村生活（保健、教育、インフラ）などに関する他省

庁のジェンダー主流化としては、各部局がジェンダー平等事業を実施するための情報交換を行うためのインセンティブの必要性も述べられている。また、この評価を経て、2010-2015 年の「ジェンダー活動計画」が策定された。

[農村部におけるジェンダーの状況]

ベトナム国は、農業者人口が 6 割を占め、その農作業の多くを女性が担っている⁸³。また、女性労働者のうち 53.7%が農業従事者である⁸⁴。ただし、家父長制における従属的な立場、家事との二重負担、無償労働、家庭内暴力の問題、男子崇拝の問題など、女性の地位はいまだ低い⁸⁵。人民委員会、農村委員会などの意思決定の場への女性の進出は少なく、リーダーシップの育成が必要とされている。人民委員会に参画する女性の割合は、省レベルでは 23.88%、郡レベルでは 23.01%、コミューン（村）レベルでは 19.53%といまだ低い（2009 年）。また、農村部では道路、水、電気などの基礎インフラが整備されておらず、近代化農業を目指すベトナム国の政策から立ち遅れている現状があり、都市と農村部の貧困度の格差は大きい。医療・保健と教育のサービスも十分に整備されていない。

このような農村女性の状況を改善するために、政府は女性の起業による収入向上を目標として掲げており、農業研修や公共サービスなどへの女性のアクセスを増加するよう農村の啓蒙に努めている。とくに、伝統的な家父長的価値観のなかで、女子と女性の教育や社会参加の価値を認めない農村のリーダーや家族の意識を変容させることが主要な活動となっている⁸⁶。また、農村部の劣悪な保健衛生状態を改善するために、清潔な水と衛生に関する研修が行われている。母子保健に関しては、人口問題を解決するための家族計画の推進⁸⁷、妊産婦検診の推進、HIV/AIDS 予防のための啓発研修を強化⁸⁸している。これらの問題は、とくに少数民族の村々で深刻であり、2008 年以降、政府は少数民族の貧困削減にフォーカスをあてて取り組んでいる⁸⁹。これらの問題解決には、草の根の市民団体や NGO も

庁の分野の農村部の統計を指標に含めるのが今後の課題である。

⁸² 農村地域のジェンダー平等を実現するには、農業生産の向上のみではなく、保健、教育、政治参加など、女性の地位の向上のために、他セクターとの連携が必須である、という提言が、農業農村開発省の評価報告書にまとめられている。

⁸³ とくに、栽培、家畜の世話、加工やマーケティングに女性が関わっている。

⁸⁴ Socialist Republic of Viet Nam (2010), Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009

⁸⁵ 農業が近代化していく過程で、農業の生産や家政における女性の意思決定権が低下したことも歴史研究者により指摘されている。

⁸⁶ JICA の「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力強化プロジェクト」では、ダオ族やバナ族他の少数民族に対して、女性のニーズを農村開発計画に統合するよう、様々なアプローチを編み出した。会議への女性参画を促進するとともに、女性が発言しやすい環境を整えている。

⁸⁷ 政府は、二人っ子を推奨しているが、農村や少数民族の村では、3 人以上子どもをもつ世帯が多い。また、男子崇拝の傾向は、都市部、農村部ともに強い。

⁸⁸ 農業農村開発省は医療機関と連携し、2004 年から農村での啓発活動を続け 2009 年までに合計 2,750 人の青年と、1,340 人の農業者を研修に招いた。

⁸⁹ 2009 年の首相決定では、農業農村開発省は、司法省、財務省、VWU、ベトナム農民連合、

地道な活動を続けており、農村女性対象のライフスキル教育や識字教育、収入向上やリーダーシップ育成研修、HIV/AIDS、性暴力、家庭内暴力、人身取引に関する啓発研修などが行われている⁹⁰。

また、男性や若者の都市への移動や経済危機および天候不順に伴い、女性農業者への負担が増している。気候変動および災害マネジメントとジェンダーの問題についても、UNIFEM 等により、フナイエン省の洪水被害を受けた農村地域の女性と家族に対する支援が始まっている⁹¹。

[女性のための普及／啓発活動・訓練]

県の普及センター、郡の普及所からコミュニオンに配置された普及員が農村女性に技術指導を行っているが、女性の非識字やアクセスの問題から、女性農民には十分な技術が移転されにくい。また、農業普及を受けた男女数は政府による性別統計がないため十分に把握されていない。2006 年にベトナム社会科学学会が行った調査によると、農村の伝統的な意識や重労働により参加が妨げられ、普及研修を受けた女性農民は半数に満たない。研修は女性ネットワークではなく、農民連合などを通して連絡されるため、女性に情報が伝わりにくいことが指摘されている⁹²。

ベトナム政府は農村労働のための職業訓練にも力を入れており、農業農村開発省と MOLISA の連携によって、2020 年までに農村の職業訓練を充実させる方針を固めており、現在、農業農村開発省によって農村の職業訓練プログラム政策を策定中である。この政策にはジェンダーの視点が統合される見込みである。

地方の貧困削減の取り組みとして、JICA は農業農村開発省との合意に基づき「ベトナム国地域振興のための地場産業振興計画調査」を実施したのち、2008 年から「ベトナム農村社会における社会経済開発のための地場産業振興に係る能力向上プロジェクト」を実施している。北部の中国国境の 4 省を対象に、地場産業の振興によって生計向上を目指すパイロット事業であり、選定された 8 つのサブプロジェクトのうち 4 つは、女性の織物協同組合の組織化となっている⁹³。地場産業の各ステージにおける行政支援として、事業計画、

少数民族委員会と連携して、農民と少数民族に対する教育と啓蒙を強化することが決まった。

⁹⁰ 地域 NGO である Center for Education Promotion and Empowerment of Women(CEPEW)は、農村女性の意識と生計向上のために活動し、とくに農村女性のライフスキルの向上に力を入れている。近年、農村の貧困家庭での家庭内暴力と人身取引の問題が深刻化しているため、リプロダクティブ・ヘルスと法律に関する情報を提供しているという。同団体には、USAID、AusAid、SIDA、CIDA、DANIDA 他の二国間援助機関が支援を行っている。

⁹¹ 科学・テクノロジー・環境委員会による事業である。

⁹² UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Women in Economy

⁹³ この地域は、とくにタイ族、ラオ族などの少数民族が多く、彼らの伝統的な織物パターンや技術を現代風にアレンジし、市場に乗せることが課題である。アジア・アフリカ諸国が集まる女性と手工芸学会や一村一品運動との連携も進められ、自分たちの伝統やオリジナリティに誇

原料生産、商品加工、マーケティング、流通、販売までの流れを強化するものであり、地方の女性たちが、現地で事業を興して生計を立てる手段を支える取り組みといえる。

[農地所有権]

農業農村開発のジェンダー戦略にも明記されているとおり、ベトナム国においては、2003 年の土地法改正によって、土地使用証明書（Land Use Certificates : LUCs）は、夫婦 2 名の連名で作成されることが定められ、法律上ではジェンダー平等が達成されている。しかし、実際には土地使用証明書には夫の名前だけ記載されていることが多く、効力を発揮していない⁹⁴。女性の土地所有の権利がいまだ認められないため、有利なマイクロファイナンスにアクセスする際の担保としての土地を持ってないことが課題となっている。

また、農村地域において女性は従属的な立場にあり、意思決定の場や組織のリーダーシップは男性に独占されているため、土地や融資のみでなく、水などの天然資源や農機具、研修などの経済資源へのアクセスは、依然として限られている。

りと自信を持ち始めている。ただし、プロジェクト担当者によると、女性たちが農作業の主翼を担っているため、通年にわたるコンスタントな生産が難しく、現状では生産高や生計向上の大幅なアップには結びついていない。

⁹⁴ ベトナム国のMDGにおいては、2010 年までに土地使用証明書が夫婦の連名により作成されることという指標が設定されている。

3-4 経済活動分野

経済活動分野の概況

- 1) ベトナム国は稀にみる経済成長を遂げ、労働力も例年増加しているが、労働者の多くは自営業者や家内労働者であり、このような社会保障のない労働人口は全体の 76.7%を占めている（2007 年）。また、女性労働者の 53.5%が家内労働者である（2010 年）。
- 2) ベトナム国においては、男女の退職年齢の差別（男性 60 歳、女性 55 歳）の問題が長く議論されているが、いまだ平等は達成されていない。とくに民間セクターの管理職数における男女格差が著しい。雇用者の賃金や社会保障に関しても男女格差が存在し、セクシュアル・ハラスメントの意識はまだ十分に育っていない。
- 3) 女性の賃金労働は当然であり、その社会進出は進んでいるかに見えるが、家族経営や家内労働の場合は、その労働価値は十分に認められていない。
- 4) ベトナム国では家内労働者の保護を明記した法令を策定中である。国内外ともに家内労働者として働く女性の搾取、性暴力の問題が大きい。また、セクシュアル・ハラスメントやセックスワーカーなどの問題は、社会悪としていまだタブーである。

[経済成長と女性労働者の状況]

1986 年の市場改革以来ベトナム国の経済成長は著しく、MOLISA の労働社会動向報告書（2010 年）によると、2000 年から 2008 年の平均成長率は年 7.5%を遂げている。これは工業化と輸出推進戦略の賜物であり、2008 年の一人当たり平均収入は 1,000 米ドルを越え、2000 年の 2.5 倍まで拡大している。また、労働力も 2000-2007 年の間に一年に平均 106 万人のペースで増加しており、2007 年には 4670 万人に至った⁹⁵。しかし、同時期の年間雇用成長は、103 万人と労働力成長よりは少々低いため、経済拡大率と比較すると、政府の雇用創出活動は遅れをとっているといえる⁹⁶。いずれにせよ、この経済成長のおかげで、国家貧困率は 1998 年の 37.4%から、2008 年の 14%まで削減され、大きな前進をみた。しかし、農村地域や少数民族の地域においては貧困線を下回る世帯がいまだ多いことが課題となっている⁹⁷。

世界銀行によるとベトナム国民の労働市場への参入は最も高く、15~64 才の男性の 81%、女性の 78%が何らかの形で労働力として貢献している（2008 年）。しかし、このような労働市場を支えるのは、多くが自営業者や家内労働者⁹⁸であり、このような社会保障のない

⁹⁵ しかし、この労働力の多くは非熟練労働者で占められ、その 3 分の 2 は何の技術訓練も受けたことがない。

⁹⁶ 東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国のなかでもこの数値は低い。

⁹⁷ UNIFEM や世界銀行は、ドイモイ後の急速な経済成長に伴うジェンダー問題の分析を行っており、報告書を作成中。世銀の報告書は、2011 年「Economic Choice of Men and Women in Vietnam」として発行される予定。

⁹⁸ 家族経営の小企業や店舗で働く無給のスタッフのこと。妻や親族などである。

労働人口は、全体の 76.7%を占めている⁹⁹（2007 年）。また、2010 年の MOLISA による最新の労働社会動向報告書によると、女性労働者の 53.5%もがこの家内労働者であることが特記されている。また、賃金雇用者についてもジェンダー格差はあらゆる側面でみられ、第一に、経営者の立場につく女性は大変少ない。また、賃金格差については、女性の平均賃金は男性の 77%である。また、女性は、農林業や食品工業、衣料生産業、ホテル・レストラン業、出店事業などに従事する反面、男性は、水産加工業、建設業、運輸業、コミュニケーション業、金融業などに従事する傾向があり、分野によって差異が見られる。

[雇用機会]

MOLISA のジェンダー報告書によると、女性と家族の生活の安定を目指して政府が女性の雇用創出に力を入れた結果、全雇用者の 49.4%までを女性が占めることとなった。2009 年には、最近の就職者のうち女性が 60.8%を占めるようになった。

生産とビジネスセクターにおいては、女性の雇用者は全体の 48.4%を占めている¹⁰⁰。女性の自営業者は、41.12%になり、家計に貢献する女性の割合は、49.42%となっている。また、科学技術の分野にも女性は進出しており、機械やバイク修理の分野では労働者の 61.5%までを女性が占める。また、加工製造業でも 51.7%を女性が占めている。この結果として、都市での全体失業率は 4.65%にまで減り、女性の失業率は 5.10%となった。失業の問題が深刻なのは、とくに 15-24 才の若年層であり、失業者の 5 割を占めるという。その中でも女性の失業率（6.3%）は、男性の失業率（5.8%）より高い（2007 年）。

しかし、大企業¹⁰¹における女性社長の割合はわずか 5%、副社長は 9.7%である。このため、SEDP2011-2015 には、女性の企業経営者の数を増やすことがジェンダー目標として設定されている。

[雇用労働]

部門	雇用				全体	%
	男性	%	女性	%		
賃金労働者	5,562	54.1	4,719	45.9	10,281	22.6
自営業	10,279	65.2	5,476	34.8	15,755	34.6
無償家庭労働者	7,512	38.9	11,797	61.1	19,310	42.4
その他	172	73.8	61	26.2	233	1
計	23,525	100	22,053	100	45,579	100

出典:ベトナム雇用動向 2009（2007 年度の統計）

⁹⁹ MOLISA の労働雇用調査による。

¹⁰⁰ 2009/2010 労働社会動向調査

¹⁰¹ class-90 Corporations (法的総資産額 500 billion VND の会社)

賃金格差については、同種の労働において平均収入は男性の方が高く、技術職においては女性の賃金は男性の 77%であり、職業校レベルでは、男性の 78.5%である。また、大学卒以上の高等教育を受けた女性の収入は、大卒の男性の 62%であることが指摘されている¹⁰²（2007 年）。

また、ベトナム国においては、男女の退職年齢の差別（男性 60 歳、女性 55 歳）の問題が長く議論されているが、いまだ平等は達成されていない。この退職年齢の差は、管理職の登用や昇進のスピードなど様々な労働条件に影響を及ぼすため、NCFAW や VWU などによって、平等を進めるアドボカシー活動が行われている。

[女性労働者に対する支援制度]

ベトナム国では、社会保険や失業保険、労働監査などの制度が過去十数年で整備されてきたが、これはインフォーマル・セクターには適用されず、このセクターの大半を占める女性にも社会的な保障はほとんどない。国際労働機関（International Labour Organization: ILO）はこれらの社会保障制度の確立のために MOLISA の能力強化を支援しており、女性労働者への情報提供を推進する見込みである。

ベトナム労働法（2002）には企業が女性を優先的に雇用することを奨励する規定があるが、女性の出産育児時のコストを懸念してか、産業界は女性雇用を推進していない¹⁰³。この対策として、ILOは、男性の育児休暇制度を導入し、ジェンダー役割による雇用差別の軽減を提案している¹⁰⁴。

また、労働現場における性的な被害の問題は、ベトナム社会ではいまだ社会悪としてタブーであるため、セクシュアル・ハラスメントの概念は育たず、現状では問題化していない。また、セックスワーカーの搾取の問題については、社会悪防止の一貫として MOLISA が担当するが、十分な取り組みがなされているとはいえない。

[起業支援]

職業訓練、起業研修、マイクロファイナンスの提供は、MOLISA と VWU などによって、中央・地方レベルで実施されている。とくに、VWU は、農村部の女性の貧困削減、経済エンパワーメントに力を入れており、人民委員会等と連携して、農村の起業支援、マイクロファイナンスの提供を実施している。しかし、ジェンダー平等国家戦略実施報告書 2009 によると、何らかの技術訓練を受けたことのある男性は 34.86%、女性は 29.21%、そのうち、職業訓練校に通ったものは、男性 28.32%、女性 22.66%にすぎない（2007 年）。また、マイクロファイナンスに関しては、女性は担保となる土地の所有権を実質的に有していない

¹⁰² MOLISA のジェンダー報告書 2009

¹⁰³ ADB の分析

¹⁰⁴ UN Viet Nam (2009), UN Gender Briefing Kit: Women in Economy

め、良心的な金融機関へのアクセスが難しく、親戚や友人や民間の貸金業者から小額を高利で借金せざるを得ないことも指摘されている¹⁰⁵。

女性の起業は、このように技術や資金や時間が限られ、雇用できる労働力も少ないため、利益を十分にあげることが難しい。また、家事や育児の負担によって活動も制限され、経済ベースではなく生計ベースとなることがほとんどであり、家族の生計と深く関わっている。このため、起業の失敗は直接的に家族の生計に影響する。このような状況を包括的に支援する枠組みは、政府によりいまだ開発されていない¹⁰⁶。

[家内無償労働]

家族経営の小規模ビジネスにおける女性の無償労働も多い。女性は広く労働に参加しており、その社会進出は進んでいるかに見えるが、家族経営や家内労働の場合は無償であることも多く、その労働価値は経済的に十分に認められていない。家事や育児は無償であるうえに、ビジネスにおいても、無償や低賃金に甘んじなければならない場合が多い。このため、政府はメイドや家族経営の商売補助などの家内無償労働者の保護を明記した法令を策定中である。国内外ともに家内労働者として働く女性の搾取、性暴力などの問題が大きく、女性の労働を正当に評価するための動きが高まっている。

[経済危機の女性への影響]

過去 2 年間の世界的な経済危機と景気後退、およびインフレの影響を受けて、ベトナム国の貿易、投資、観光は大きな痛手を受けた。2009 年には経済成長率は 5.3%まで下降したが、その後わずかに上昇している。MOLISA による経済危機アセスメントによると、会社の経営縮小による労働時間の短縮や、失業などの影響がみられる。とくに、観光分野においては工芸品産業が影響を受け、これらの産業に従事していた女性の国内および海外の労働移動が増加している。とくに山岳地帯の貧困家庭がこの影響を受け、食費などを切り詰める傾向がみられる。政府は、技術訓練やクレジットの提供など、雇用創出の取り組みを行ってきたが、そのインパクトについては、今後の調査が待たれる¹⁰⁷。

¹⁰⁵ IFC-MPDF 2006

¹⁰⁶ UN Viet Nam (2009), Ibid.

¹⁰⁷ MOLISA 労働社会動向 2009/10

3-5 労働移動分野

労働移動分野の概況

- 1) ベトナム人男女の海外の主な労働移動先としては、韓国、中国、中東、欧米、マレーシア、台湾、インドネシア、日本などがあり、女性は主に家内労働者、セックスワーカー、工場労働者として従事することが多い。性暴力、セーフティネットの不足、社会保障の未整備、労働情報の不足などの問題が指摘されている。
- 2) ベトナム国の経済成長と工業化の動きのなか、農村から都市への労働移動が年々増加しており、とくに 15-24 才の若年層において著しい。移動した先での住民登録の難しさにより、教育・保健などの社会サービスを全く享受できない状況に陥ることが多い。
- 3) 人身取引は中国、カンボジア国境で問題が表面化した。内陸部でも農村の貧しい家庭の女性や少女が業者に騙されてセックスワーカーや花嫁として売られていくケースが増加している。送り出し先は、韓国、中国、タイ、カンボジアなどがみられる。

[海外への労働移動と女性]

現在、約 400,000 人が海外の 40 カ国で働いていると推定される。男性は主に農園や工業地帯、女性は家内労働や小売業、衣料や電気製造業の工場労働者として雇用されている。1992 年には女性は全移動労働者の 28%であったが、2004 年には 54%を占めるまでになった¹⁰⁸。この理由として、急速な経済成長と、受入国（日本、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア等）の労働人口の不足があげられている。この他に、貧困家庭の女性が中国や韓国や台湾に花嫁として渡るケースがあり、この需要に応じて多数の結婚ブローカーが市場を形成している。これらの結婚によって、実際には強制労働や性暴力の被害者となるケースも見受けられ、人身取引との関連が懸念されている。世界銀行は、1990 年以降約 10 万人のベトナム人女性が台湾人と結婚したと報告している。受入国はこのほかにも、インドネシア、アメリカ、ヨーロッパ、中東と多様であり、セックスワーカーとして不法に移動するものも多いと見受けられるため、詳細なデータ分析は今後の課題である。MOLISA の最新データによると、2009 年には 73,028 人が海外労働に従き、そのうちの 22,020 人が女性であった（30.2%）¹⁰⁹。

移動労働者は劣悪な労働条件¹¹⁰で過酷な労働を強いられ、正当に権利を主張できないケースも多い。また、保健や教育などの基本的なサービスへのアクセスがない。技術の習得や職業訓練、情報サービスへのアクセスも限られている。契約時に十分な情報を得られずに雇用者に搾取される場合も多い。労働移動に関する支援を行う国際移住機関

¹⁰⁸ ベトナム社会科学学会調べ。

¹⁰⁹ Socialist Republic of Viet Nam (2010), Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009

¹¹⁰ 2005 年の統計局の報告によると、移住労働者の賃金は、一般労働者より低いとされる。

(International Organization for Migration: IOM)¹¹¹は、移動労働者の女性が抱えるジェンダーに基づく暴力、セーフティネット不足、社会保障の未整備、労働情報の不足などの問題に取り組んでいる。

[国内の労働移動と女性]

2009 年の国勢調査によると、2004 年から 2009 年の間に住所を移転した 5 歳以上の住民は 660 万人である。しかしこれは正式に登録された数であり、実際の季節労働者や未登録者を含めるとこの 3 倍の数の国内における労働移動があると見込まれている¹¹²。ベトナム国の経済成長と工業化の動きのなか農村から都市への国内移動が年々増加しており、とくに 15-24 才の若年層が著しく増加している。男性の 60%、女性の 66%が 15-29 才の若年層であり、大多数が未婚で、教育レベルが低く、技術をもたない¹¹³。2004 年の調査によると女性のほうがより若年で移住しており、その数は年々増加している¹¹⁴が、これは都市の工業地帯の急速な発展により衣料や靴などの製造工場での女性の労働者の高い需要が生まれたためとみられる。男性が農村地帯の農園や鉱山、都市の建設業や工場労働に従事するのに対して、女性は主に都市の製造業に従事している。労働移動者からの送金は総計 5.5 千万米ドルにおよび、ベトナム国の貧困削減に寄与しているという¹¹⁵。今後、国内労働移動の状況に関する新しいデータ整備が緊急の課題である。

国内労働移動をめぐるのは下記のような様々な問題が表面化しており、政府の早急な取り組みが求められている¹¹⁶。

- ・ 住民登録の煩雑さ

居住法改正によっても手続きは困難であり、未登録の者が増えている。このため国民の権利である各種の社会サービス（社会保険、貧困プログラムなど）を享受できない。

- ・ 教育や訓練、保健サービスへのアクセス

上記の理由により、自身と子どもの教育や保健サービスへのアクセスが制限される。また、母子保健サービスも受診できず、病気や怪我の場合のセーフティネットが不在となる。

- ・ 性病や HIV 感染

国内労働移動から戻った夫からの性感染、HIV 感染の問題が生じている。また、若年層の性交渉やドラッグ使用による HIV 感染が問題化している。

¹¹¹ 2010 年からは「Stand-up」プロジェクト II として、少年の人身取引の実態調査、セックスワーカーの動態調査、送金のジェンダー分析、女性に対する暴力の被害者支援強化、を行う。

¹¹² IOM 「国内労働移住ーベトナム社会経済開発の機会と挑戦」 2010 年発行

¹¹³ UN Vietnam(2010), Internal Migration

¹¹⁴ 世界銀行の 2006 年の調査によると、100 人の女性に対して 76 人の男性の労働移動があると報告されている。

¹¹⁵ UNDP (2009), Human Development Report 2009

¹¹⁶ IOM は 2010 年に上記の報告書を発行し、様々な提言を行っている。また、UNFPA もとくに若年移動者のリプロダクティブ・ヘルスの観点から提言を行っている。

- ・ 女性に対する暴力
とくに家内労働者への性暴力、その結果としての性病感染、HIV 感染がある。
- ・ 地域住民からの差別や偏見
移動先の地元住民から、よそ者で信用がおけない、不潔であるなど社会的に阻害されるケースがみられる。
- ・ 安全な労働移動や労働法などの情報不足
労働者への安全な移動に関する情報提供が不足しており、不当な搾取にあう労働者が多い。

[人身取引と女性]

ベトナム国は人身取引対策として「国家行動計画（2011-15）」を策定し、人身取引の予防、取り締まり、保護、法整備にかかる 4 つのプロジェクトを実施している¹¹⁷。前期 2004 年-2009 年の行動計画実施報告書によると 2004-2009 年の間に人身取引のケースは 1,586 件、犯罪者は 2,888 名検挙され、4,008 名の被害者が認定されている。被害者の数は年々増加しており、このうち 60%のケースが中国に向けての人身取引であり、11%がカンボジア、次いでラオスの順である。中国では、性産業、農村での強制労働（農業者との強制結婚）の被害が顕著であり、とくに北部少数民族の村¹¹⁸の子女が被害の対象となっている。カンボジアの場合は首都の性産業にて搾取される例がほとんどであり、また、カンボジアからベトナム国に向かう幼児売買春などのケースも見られる。

北部では子どもの誘拐と人身取引の問題が増加しており、例えばハザン省では 2007 年以来 66 人の子どもが誘拐され、49 件の子どもの人身取引のケースが摘発されている。また、養子縁組という名のもとに海外へ幼児を売買するケースも問題となっている。その他に中国への臓器売買の問題もみられる。対して南部では国際結婚の問題が大きく、例えばホーチミン市だけでも 2007 年から 2009 年の間に 170 名の不法ブローカーが 1,772 人の女性に台湾と韓国への移動を伴う結婚を斡旋したことで摘発されている¹¹⁹。

被害者保護の活動に関しては、警察と国境警備員がこの 5 年間に 1,238 名の被害者を救出し、MOLISA の協力のもと、あわせて 2,936 名の帰還者を受け入れている。また、外務省は、海外のベトナム大使館、国際機関、NGO などと連携して 510 名の被害者を認定し、救出している。

¹¹⁷ 予防は、情報通信省、VWU、スポーツ文化観光省等、取り締まりは公安省、防衛省等、保護は MOLISA、法整備は法務省、外務省等が中心となって活動を行っている。

¹¹⁸ とくに人身取引の被害状況が深刻な省は主に北部に集中しており、ハザン省 (134 ケース)、ラオカイ省 (105 ケース)、ランソン 省(95 ケース)、クアンニン省(73 ケース)、ハノイ 市(66 ケース)、ネアン 省(66 ケース)、ライチャウ省 (56 ケース)、バクザン 省(44 ケース)の順である。

¹¹⁹ 2004 年-2009 年の行動計画実施報告書

被害者女性のほとんどが貧しい農村の出身であり、教育レベルは小中学校を卒業した程度である。少数民族出身であったり、家庭が崩壊していたり、家庭内暴力の被害者であることも多い。ブローカーは、知人や友人、あるいは親戚など、身近な人間である。偽装結婚に関しては、昨今、中国に続いて韓国での問題が急増しており、インターネットや携帯電話を使った国際結婚詐欺の問題も起こっており、人身取引のトリックや手口はますます巧妙化しているのが現状である¹²⁰。

[人身取引対策の取り組み]

人身取引対策の国家行動計画を実施するフォーカルポイントとして、2004年に130運営委員会が設立され、その後、2007年には公安省大臣が130運営委員会の委員長に任命された。130運営委員会のメンバーは人身取引対策国家行動計画の4つのプロジェクト（予防、取り締まり、保護、法整備）に関わる15の省庁・団体¹²¹の副大臣および副代表である。現在、政府は、人身取引対策法を整備中である。

人身取引対策については、国連人身取引機関間プロジェクト（The United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking: UNIAP）IOM、UNICEFなどの国連組織、スペイン開発協力局（Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo: AECID）、USAID、オーストラリア国際開発庁（Australian Government Overseas Aid Program: AusAid）などの二国間機関、World Vision、OXFAM、Save the ChildrenなどのNGOが多数関わっており、130運営委員会の省庁の能力強化に取り組んでいる。また、VWUにはJICAの個別専門家が派遣され、人身取引予防のパイロット事業を3省¹²²にて展開している。

¹²⁰ 2010年「ベトナム国人身取引対策アドバイザー専門家派遣業務進捗報告書」による。

¹²¹ 15機関は、公安省、防衛省、法務省、MOLISA、VWU、政府事務所、外務省、計画投資省、財務省、文化スポーツ観光省、人民法廷、人民検察、祖国戦線、農民連合、青年連合である。

¹²² ハイフォン省、キアンザン省、ネアン省

3-6 少数民族問題分野

少数民族問題の概況

- 1) 少数民族委員会策定の「少数民族と社会経済状況がとくに困難な地域、僻地でのジェンダー平等活動支援政策 2011-2015」には、雇用、教育、保健が緊急課題として指摘されている。
- 2) 少数民族の女性は教育や技術を得る機会や雇用機会が限られており、雇用されても低賃金で搾取されることが多い。起業のチャンスも少ないため収入向上の手段が限られる。
- 3) 少女の退学の問題があり、非識字の女性が多いため、生活改善や収入向上の障害となっている。家父長的文化のもとで、少数民族の女性がライフスキル研修や技術研修を受ける機会も少ない。
- 4) 保健サービスへのアクセスが限られており、不衛生な生活環境で栄養不足であり、母子保健や家族計画についても遅れがみられる。
- 5) 少数民族女性は教育や知識も十分でないために、人身取引の被害者として業者のターゲットになることが多い。また、性産業での搾取の問題も生じている。
- 6) キン族と比べ、必ずしもジェンダー平等が立ち遅れているといえない部分もあり、たとえば、家庭内の意思決定権、出生時性別割合などについては、数値に大きな差は見られない。ただし、民族ごとに存在する慣習法は、女性の健康を害したり、女性の権利を阻害するものもみられる。

[少数民族の現況と政策]

ベトナム国には 54 の少数民族グループがあり、主要民族であるキン族 86%に対して、全人口の 14%（約 1200 万人）を占めている。様々な民族のなかでも、比較的数が多い¹²³のが、タイ族、ターイ族、モン族、クメール族、ナン 族である。そのほとんどが北部山間地帯と中部高原に居住し¹²⁴、チャム族とクメール族のみメコンデルタ地域に居住している。ベトナム国の少数民族の特殊性として、多民族が同地域に共生する傾向があり、おなじ村に 10 民族以上が生活している場合もある。また、同民族が一定地域に暮らすとは限らず、全国に散在している。それぞれの民族が独自の文化と信仰と言語を持ち、また、異なる開発レベルで一箇所に共存するため、ベトナム国の開発計画を実施するにあたって困難が生じ、経済発展するキン族との格差が開く一方である。都市の貧困率が 8.5%であるのに対して、少数民族の平均的な貧困率は 49.8%と非常に高い¹²⁵。

また、それぞれの民族が伝統的にもつ慣習法のなかには、女性の人権の観点から、

¹²³ 100 万人以上の人口の民族。これに対して、300 人ほどしかいない民族もいる。

¹²⁴ 全人口の 75%がこの 2 地域に居住している。

¹²⁵ Situation of Women and Men in Ethnic Minority Groups in Terms of Gender Equality Promotion, with Emphasis on Ethnic Minority Women's Access to Legal Services 2010

様々な問題が指摘されている。たとえば、出産のときに、家ではなく森林で数日間を過ごすことが定められている民族、再婚は同じ親族と定められ近親間の結婚が増えている民族、女性の不倫に対する極めて厳しい刑罰がある民族など、様々な慣習法が存在する。これらの慣習を変容させることはセンシティブな課題であるが、女性のリプロダクティブ・ヘルスとライツの観点から、また家族の生活向上のために、意識啓発は必要とされている。政治参加に関しては、人民委員会への少数民族女性の参加はとくに低い¹²⁶。

少数民族委員会は、この状況に対処するために「少数民族と社会経済状況がとくに困難な地域、僻地でのジェンダー平等活動支援政策 2011-2015」を草稿し、策定を待つて本格的なジェンダー対策に取り掛かっている。政策は、ジェンダー平等法の 8 つの分野に沿って策定されているが、なかでもとくに、ジェンダー意識啓発、雇用と収入向上、識字、母子保健と栄養の 4 分野に力点がおかれており、MOLISA、教育訓練省、保健省、スポーツ・文化・観光省との連携が強化されている。また、様々なドナーが貧困削減の最も必要な分野として、少数民族支援を強化しており、JICA も北部と中部高原にて少数民族支援の技術プロジェクトを展開している。加えて、国際 NGO¹²⁷や地域 NGO の山間部での草の根活動も長年続けられている。

[女性支援の政府の取り組み]

政府はこれまでの活動の達成と課題を踏まえて、本年度からは、とくに少数民族女性が困難を抱える 1,709 コミュニティを対象に、以下の 4 つの重点分野の支援を計画している。

1. ジェンダー意識啓発

父権制の民族がほとんどであり¹²⁸、女性には家族、コミュニティ、地域における意思決定権がない。女性は男性に従属する存在としてとらえる伝統的な考え方が、女性の教育機会や母子保健サービスへのアクセス、雇用と起業の機会、開発プロジェクトへの参加などを阻んでおり、ひいては女性と家族の生活改善の障害となっているケースが多くみられる。また、女性を所有物のように考える意識が、人身取引などの人権侵害の被害者を多く生む土壌ともなっている。この意識と行動の変容のために、民族のリーダーや宗教リーダーをはじめ、コミュニティの意識啓発研修がさらに必要とされている。非識字の男女を対象とする啓発ツールの開発も課題である。

¹²⁶ 少数民族委員会の調査によれば、地域により 6%から 12%である。

¹²⁷ World Vision, OXFAM ケベック、Action Aid、Asia Foundation などは、北部山地や南部メコンデルタ地域でのコミュニティ支援を実施し、教育、保健などへのアクセスを改善すると同時に、緊急課題である、安全な移動・移住や人身取引対策、エイズ対策に力を入れている。

¹²⁸ JICA が支援するザーライ省には、母系制の民族もあり、そのジェンダー格差は他の民族とは異なっている。プロジェクト専門家によると、女性に対する抑圧は、父権制民族ほど顕著ではない。

女性に対する暴力に関しても、少数民族の家庭内暴力の問題は深刻であり、VWU が 2006 年に実施した調査では、北部のタイビン省、ランソン省、テンザン省では、40%の女性が夫からの身体的暴力を受けていると報告されている。これらの意識啓発は、主にスポーツ・文化・観光省、MOLISA が担当する。

2. 雇用と収入向上

少数民族女性の雇用機会は少なく、ほとんどの女性が山間の農業に従事し、自給ベースの栽培と家畜飼育を行っている¹²⁹。少数民族委員会の3省でのサンプル調査によると、ザーライ省ドックコ(Duc Co)郡では、女性の雇用率は47%であり、省全体平均の69%より格段に低い。また、雇用された場合も、同種の労働でキン族女性の半分の賃金しか得られないことも指摘されている¹³⁰。教育レベルが低く、技能や法律知識をもたないために、単純労働に低賃金で雇われることが多い。また、近年、経済発展や観光化に伴い、道路沿いに開業したレストランやホテルやナイトクラブに雇用される少数民族女性が増えており、労働搾取や性的被害の問題が生じている。同様に、雇用を求めて、悪徳なブローカーなどの手によって都市や海外の性産業へと人身取引される女性が増えており¹³¹、地方の雇用創出が緊急の課題となっている。対策として、女性の職業訓練、起業支援、マイクロファイナンスの提供などが計画されており、主に MOLISA がこれを担当する。

3. 識字と教育

少数民族の子どもが初等教育を修了する率は低い¹³²が、とくに、女子は、家事や農作業の手伝い、親族の子どもの世話、経済的困窮などから、初等教育を退学することが多い。国連教育科学文化機関（United Nations Educational Scientific and Cultural Organization: UNESCO）の報告書によると、少数民族の女子のうち16%（男子は11%）は小学校に行ったことがなく、32%（男子は20%）が中学に行っていない。

10歳以上の女性の識字率は、北西部では84.93%、中部高原では72.2%であるが¹³³、キン族と比較した場合、たとえば、北部中高原地帯で、キン族の女性の非識字率が0.9%であるのに対して、少数民族女性の非識字率は24.2%と上がる¹³⁴。民族間でも差異があり、一般的にモン族の女性は識字率が低いといわれる一方、タイ族やムオン族女性のように比較的高いグループもある。しかし、中年の女性の非識字

¹²⁹ 世界銀行の2006年のデータによると、少数民族女性の87%は農業者である。

¹³⁰ ADBの2006年調査。

¹³¹ 中国や韓国、台湾への結婚の形式をとった人身取引のケースも多い。女性や少女の両親に契約金が支払われるため、家族の生計を支えるために海外へ労働移動する女性も多い。

¹³² Population and Housing Census 2009, GSO, 2009によると、ネアン省ではわずか19.9%、カンホア省では43.4%が修了している。

¹³³ Situation of Women and Men in Ethnic Minority Groups in Terms of Gender Equality Promotion, with Emphasis on Ethnic Minority Women's Access to Legal Services 2010

¹³⁴ 少数民族委員会 2011-2015 計画ドラフト 2010

率の問題は総じて深刻であり、雇用や起業や生活改善に困難を生じているため、政府は、ノンフォーマル教育での識字教育を拡大していく予定である。この分野は教育訓練省の担当となる。

4. 母子保健と栄養

全国でヘルスセンターにアクセスできる農村住民は 59%であり、この状況は女性の母子保健に大きな影響を及ぼしている。少数民族の女性の出産は、助産師などの介助なしに自宅や森林で行われることが多く、UNFPA によるととくにハザン省の状況が悪く、58.1%の女性しか出産介助を受けていない（2005 年）。また、UNICEF によると少数民族女性の 60%が一度も妊産婦検診を受けていないという（2000 年）。これは、妊産婦の死亡¹³⁵や母子の健康に悪影響を与えている一方、出生届の未登録にも繋がり、子どもが様々な社会サービスを享受できない状況に陥る。

HIV 感染は、とくに北部の山間地域での問題が深刻であり、Vietnam Administration for HIV/AIDS Control (VAAC)の調査によると、感染者率の多い 10 省のうち 7 省は、北部山間の少数民族居住地域に集中している¹³⁶。ただし、感染者のほとんどは男性であり、注射の使いまわしが主な感染経路であるが、女性の感染者も増加傾向にあり、最も感染の深刻なディエンビエン省の調査では、女性感染者の数は、2000 年には 4.2%の割合で増加しており、2009 年には 22% となっている。少数民族委員会の報告によると、近年、都市への労働移動の経験のある若い女性の HIV 感染が急増しているため、若年層対象の性の知識とエイズ予防の啓発活動が緊急の課題となっている。これは主に保健省が担当する。

¹³⁵ UNFPA の 2006 年の調査によると、北部の山間地域の妊産婦死亡数は、低地の 4 倍であるとされている。

¹³⁶ ディエンビエン省、タイグエン省、ソンラ省、エンバイ省、バカン省、カオバン省、クアンニン省

4. ベトナム国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

(1) 女性の労働とリプロダクティブ・ヘルス

ドイモイ政策によって経済発展を遂げ、女性の社会進出も進んだかにみえるが、経済活動に参加している女性たちにも、賃金格差や家内無償労働など、様々なジェンダー差別が見受けられる。また、就業しながらも家事や育児は女性の役割であり、また男子を産むことのプレッシャーも相まって、女性たちは二重の労働負担を担っている状況である。男子崇拝については、ベトナム国は、特殊な出生時性別割合を示し、男子の比率がアジアのなかでも高い。経済的に豊かな都市部においては、病院にて胎児の性別を判断できるようになったことで、女兒の中絶が可能になり、さらに性別割合の差が開いている。この状況は主要民族であるキン族にも少数民族にも広くみられ、女性の重労働とリプロダクティブ・ヘルスの問題が大きな課題である。

共産主義国家の歴史のなかで、女性の社会参画がすすんでいるように見受けられるが、家庭における女性の立場はいまだ従属的であり、ベトナム国特有のジェンダー問題が存在する。また、地域や民族によっても、ジェンダー格差には差異がみられるため、それぞれのジェンダー問題を十分に理解したうえでの、開発援助事業計画・実施・評価が必要とされている。また、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを対象とする事業の場合は、政府の緊急課題のひとつである少数民族女性の問題、とくにその教育、保健、雇用の問題に着目することが重要であろう。

(2) 少数民族の女性

ベトナム国において、ジェンダー差別の問題は、とくに少数民族グループにおいて顕著である。経済社会開発をすすめるベトナム国にとって、53 を数える多様な少数民族に対しての経済社会開発は、女性の状況を改善することなしには達成できず、大きな課題となっている。政府は、この状況に対処するために「少数民族と社会経済状況がとくに困難な地域、僻地でのジェンダー平等活動支援政策 2011-2015」を草稿し、本格的なジェンダー対策に取りかかっている。このため、ジェンダーと貧困削減の観点から、国内外で論議が活発な少数民族のジェンダー問題に取り組むことは、妥当性の高いアプローチといえよう。

同政策では、雇用と収入向上、教育と識字、母子保健と栄養に力点がおかれており、どれも日本の知見を生かした協力が活かせる分野である。現在、JICA が北部と中部高原にて実施している少数民族支援の技術プロジェクトのモデルを他の地域に普及することも、ベトナム国の発展に大きく寄与するものであろう。青年海外協力隊による、農村での母子保健や栄養指導、識字指導、収入向上活動の支援なども、プロジェクト活動と合せて、波及効果が期待できよう。

（３）生計向上支援とインフラ整備

農村部での貧困削減や生計向上を目指す上記の技術プロジェクトがより発展するためには、農村インフラの整備が必須である。インフラ整備の分野においては、貧しい住民や女性の生計向上の一助となるような計画と建設、補修、維持管理が求められよう。主要な幹線道路へのアクセス、市場へのアクセス、輸送手段を考慮し、現地の女性住民の置かれた立場を理解してのインフラ整備計画、実施、評価が求められる。また、住民参加型のインフラ整備を行う際には、女性の参画と裨益を視野にいれ、農村生活の改善をはかることが望ましい。

（４）急速な経済成長の影響—海外・国内労働移動と人身取引

1986 年の市場改革以来ベトナム国の経済成長は著しく、この影響で、女性の雇用も増えた反面、都市と農村の貧困格差は増大し、技能をもたない農村部の女性は、単純労働である労働移動によって、生計を賄うことになった。また、現金収入を得るために、国内のみならず、海外へ労働移動する女性の数も年々増加している。これに伴う労働搾取や人権侵害、人身取引の問題が、社会問題化している。

安全な労働移動・移住の情報提供に関しては、IOM をはじめ幾つかの機関が支援を拡大しており、性暴力や人身取引などの被害に遭った女性の支援についても、MOLISA が受け入れから社会復帰までの支援体制を強化中である。JICA は、ベトナム女性連合の人身取引予防プロジェクトを支援中であるが、労働問題全般を担当し、ジェンダー平等局も備える MOLISA への支援も効果的なアプローチといえる。同時に、人身取引の原因のひとつである、農村の貧困問題、都市との経済格差を解決する手段が求められている。

（５）地方の農村女性のエンパワーメント

ジェンダー平等局の能力強化に関しては、UN ジョイントプログラムや AECID や AusAID、DFID などの二国間援助機関¹³⁷が支援を続けているが、地方におけるジェンダー主流化にはまだ遅れがみられる。県、郡、コミューンのレベルで、ジェンダー平等を推進する DOLISA や人民委員会に対して、さらなるジェンダー研修や能力強化研修の必要性は大きい。とくに、農村部の少数民族のジェンダー問題が深刻であることを考慮しても、人民委員会のジェンダー意識啓発をはじめとして、さまざまな大衆組織への啓発も重要である。農村開発プロジェクトのパイロット事業を通じた女性の参画促進と人民委員会他関連組織のジェンダー主流化は、ジェンダー関連の他ドナー¹³⁸の取り組みが少ないユニークなアプローチといえるだろう。

¹³⁷ その他にも、ノルウェー、デンマーク、スイス、フィンランドなどがジェンダー平等と女性の人権に関する支援を実施している。CIDA は地方にてコミュニティ能力強化と女性エンパワーメントを行なっている。

¹³⁸ UNIFEM を中心に、ジェンダー平等の取り組みを行なうドナーと NGO や大衆組織は、Gender Action Partnership (GAP)を結成し、ドナー調整や情報交換、定期的な勉強会を行なっている。

5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 (US\$)	対象分野
ジェンダー一般					
Encouraging men's participation to prevent domestic violence	CSAGA	Embassy of Sweden in Hanoi	2009-2011	N/A	女性に対する暴力に関する男性への啓発活動
Human Rights Technical Program - Vietnam Australia Phase 3	Vietnam Women's Union	AusAID	2010-2011	AUD170,000	女性に対する法支援、女性の法律クラブの能力強化
Improve the financial planning and resource mobilizing capacity of the VWU and raise community's awareness to reduce domestic violence in Vietnam.	Vietnam Women's Union	AECID	2009-2011	Euro350.000	女性に対する暴力、ベトナム女性連合の啓発活動の能力強化
Joint Programme on Gender Equality	MOLISA, Aus AID	UNIFEM	2009-2011	N/A One UN fund	ジェンダー平等局の能力強化、ネットワーク
Prevention of domestic violence with active involvement of men and boys	Women's Union, RAFH	Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC)	2007-2011	332,000	女性と子どもに対する暴力に関する男性への意識啓発
Project on developing Behavior Change Communication to support the Implementation of the Law on Domestic Violence Prevention and Control	MOCSTV, MOLISA, Action Aid, RAFH	AECID	2010-2012	Euro490.200	反家庭内暴力法の実施体制の強化
UNDP-ONA Project "Strengthening the capacities of people's elected bodies in Vietnam"	National Assembly	UNDP	2008-2012	N/A One UN fund	女性議員グループのネットワーク強化

UNODC Building capacity of law enforcement and justice sectors to prevent and response to domestic violence in Vietnam	MOJ, MPS	Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC)	2008-2011	740,000	家庭内暴力対策を行なう司法省と警察の能力強化
教育					
Capacity-building of MOET on gender mainstreaming in education	MOET	UNESCO	2009-2011	215,875	教育訓練省のジェンダー主流化支援
保健医療					
Improved recognition of the needs to address MSM in the national HIV response and strengthened national and provincial coordination on MSM and HIV activities	government ministries, Civil society organisations	USAID	ongoing	185,000	MSM グループの HIV 対策
Support the implementation of the national HIV Monitoring and Evaluation framework	MOH GSO	USAID	ongoing	273,000	HIV/AIDS のモニタリングと評価の枠組みづくり
農林水産業					
Gender Mainstreaming of the UN Joint Programme on HPAI in Vietnam'	MARD, MOH	FAO	2006-2010	N/A	女性農民の生計支援、鳥インフルエ ンザ撲滅
経済活動					
Empowerment of Women in the Public Sector in the Context of International Economic Integration".	MOFA, Cambridge Overseas Trust	UNDP	2009-2012	5,050,000	女性の公共部門での雇用支援
Improved partnership between mass organizations and government agencies to promote women's economic empowerment	VCCI ILO	UNIDO	2009-2010	82,690	女性の起業と経済エンパワーメント
海外移住労働					
Addressing Human Trafficking in Vietnam through Capacity building and Technical Assistance	MPS, MILISA, MOFA,	IOM	2009-2011	Euro 400,000	人身取引の予防と保護を担当する省庁の能力強化

	WU				
Community based Initiatives in counter human trafficking in Ha Giang Province	OXFAM Quebec	CIDA	2009-2010	C\$61,304	人身取引の意識向上、キャンペーン、被害者保護と社会復帰
Peace House Shelter of Centre for Women and Development (CWD). Humanitarian Reception Programme for the rehabilitation and reintegration of children and women victims of human trafficking.	Vietnam Women's Union	AECID	2007-2011	Euro638.000	人身取引被害者のシェルター支援、リハビリテーションと社会再統合
To prevent and deter trafficking in women and children	CEPEW	Asia Foundation	ongoing	VND 318.960.000	人身取引の予防と保護
少数民族					
Promoting ethnic minority community participation in village self-governance according to grassroots democracy decree in Na Tau Commune, Dien Bien District, Dien Bien Province	Centre for Sustainable Development in Mountainous Areas (CSDM)	CIDA	2009-2010	CD61303	少数民族の意識啓発、コミュニティ開発、ローカルガバナンス

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関／組織・人材リスト

名称	対象分野	主な活動	連絡先
政府機関			
Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs, Department of Gender Equality 労働・傷病兵・社会問題省ジェンダー平等局	ジェンダー政策・制度	ジェンダー政策の策定、ジェンダー主流化推進	Mr. Phạm Ngọc Tiến Director of Gender Equality Department 12 Ngo Quyen, Hanoi Tel : (84-4) 39362915 Fax:(84-4) 38253875
Vietnam Women's Union ベトナム女性連合	ジェンダー平等と女性の地位向上	女性の地位向上やジェンダー平等に関する啓発や支援活動	Ms. Nguyễn Thị Tuyết Mai, Director 39 Hàng Chuối, Hai Bà Trưng, Hà Nội. Tel: (84-4) 39720063/ Fax: (84-4) 9713143. Ms. Tran Thu Thuy, Deputy Director, International Relation Department, Tel: (84-4)3941-9886 Fax:(84-4)3972-1606,
Ministry of Education and Training 教育訓練省	教育とジェンダー	教育に関する政策や戦略の策定。	Ms. Tran Huong Ly Officer of International Cooperation Department 49 Dai Co Viet Str., Hai Ba Trung District, Hanoi Tel: (84-4)-38693224 Fax: (84-4)-38693243
Ministry of Health 保健省	保健医療とジェンダー	保健医療に関する政策や戦略の策定	Mr. DƯƠNG QUỐC TRỌNG, Director Ms. TRẦN HOA MAI, Deputy Director, Department of Family Planning and Population Tel: (84 - 4) 38 438694 Fax: (84 - 4) 38 438694
Ministry of Aquiculture and Rural Development 農業農村開発省	農業とジェンダー	農業および農村開発に関する政策や戦略の策定。	Ms.Hoang Thi Dung, Deputy Director, Department of International Cooperation Mr. Nguen Anh Minh, Director, Bilateral Cooperation Division, 2 Ngoc Ha Street, Bsdninh, Hanoi Tel: (84-4)4592199/ Fax:(84-4)7300752
General Statistics Office of Vietnam 統計局	ジェンダー統計	経済・社会統計一般	Ms. Nguyen Thi Viet Nga, Researcher So 6B, Hoang Dieu, Ba Dinh, Ha Noi

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Tel: (84-4) 989128250
Ministry of Sports, Culture and Tourism 文化スポーツ観光省	女性に対する暴力	文化・スポーツ観光業に関する政策や戦略の策定。 家庭内暴力に関する法整備と支援	Ms. Bui Bich Ha Officer of Family Department 51 Ngo Quyen Street, Hanoi
Committee for Ethnic Minorities 少数民族委員会	少数民族とジェンダー	少数民族問題に関する政策と戦略の策定。	Mr. Hoang Duc Thanh, Administration Mr. Nguyen Thanh Hai, Department of Social Issue Mr. Le Trong Bang, Department of Social Issue No. 80 Phan Dinh Phung St., Ba Dinh District, Hà Nội, Việt Nam Tel: (84-4) 37332009 Fax: (84-4) 38230235
国際機関			
UNDP Poverty and Social Development Cluster	ミレニアム開発目標	開発援助一般 ミレニアム開発目標推進	Ms. Nguyen Tien Phong, Expert on Gender 25-29 Phan Boi Chau Street. Ha Noi Tel: (84-4) 39421495 Fax: (84-4) 39422267
UNIFEM	ジェンダー主流化	ジェンダー政策助言、ジェンダー主流化支援	Ms. Vu Phuong Ly, Senior Programme Officer Gate 72 Ly Thuong kiet Hanoi Tel: (84-4) 39421495 Fax: (84-4) 38223579
UN ジョイントプログラム	ジェンダー主流化	関連省庁のジェンダー主流化支援	Ms Aya Matsuura Gender Specialist UN / Government of Vietnam Joint Programme on Gender Equality 12 Ngo Quyen, Hoan Kiem, Hanoi Tel/Fax: (84-4) 39393145
ILO	経済活動・労働とジェンダー	労働者の権利の保護（女性の労働移動を含む）	Ms. Jonna Naumanen Gender Programme Officer 48-50 Nguyen Thai Hoc, Hanoi, Viet Nam Tel: (84-4) 37340902 Fax: (84-4) 37340904
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス（母子保健、HIV/AIDS）	リプロダクティブ・ヘルスの普及	Ms. Phan Thi Thu Hien Gender Specialist, Unit Head 2 E Van Phuc Str., Ba Dinh District, Hanoi Tel: (84-4) 38236632 Fax: (84-4) 38232822
UNICEF	教育、保健とジェンダー	教育、母子保健、HIV/AIDS、児童保	Ms Nguyen Thi Thanh Nga Education

名称	対象分野	主な活動	連絡先
		護に関する支援	81A Tran Quoc Toan Street, Ha Noi Tel: (84-4) 39425706 Fax: (84-4) 39425705
IOM	労働移動とジェンダー	労働移動問題に関する支援	Ms. Dong Thuy Hanh Project Officer Room 701, DMC Tower 535 Kim Ma, Hanoi Tel: (84-4) 37366258 Fax: (84-4) 37366259
World Bank	ジェンダーとガバナンス	ジェンダーに関する法整備支援・機能強化	Ms Keiko Kubota Senior Economist 63 Ly Thai To Str., Hanoi Tel: +84 4 3934 6597 Fax: +84 4 3932 6597
AusAID/Australian Embassy	女性の経済的エンパワーメント	人権、労働、経済活動に関する支援	Ms. Nguyen Xuan Binh Country Project Coordinator Room A12, 3rd floor, Horison Hotel, 40 Cat Linh street Tel: (84-4) 37740100 Fax: (84) 37740111
USAIDS	貧困削減	教育、保健、貧困削減に関する支援	Mr.Howard Handler, General Development Officer Mr.Eric Jophnson, Education Officer 15/F, Tung Shing Tower 2 Ngo Quyen Hanoi Tel: (84-4) 39351260 Fax: (84-4) 39351265
AECID / Embassy of Spain	ジェンダー平等、家庭内暴力	ジェンダー平等、家庭内暴力撲滅に関する支援	Mr. Benito Alvarez Fernandez Resident Representative 18 Ngo Van So Str., Hoan Kiem District, Hanoi Tel: (84-4) 39287600 Fax: (84-4) 39287603
NGO			
Center for Education Promotion and Empowerment of Women (CEPEW)	農村女性	農村女性の生活向上、収入向上支援	Dr. Vuong Thi Hanh, Director Ms. Ngo Thi Thu Ha, Vice Director 113D1, Trung Tu, Dong Da, Hanoi Tel: (84-4) 35726789 Fax: (84-4) 35745999
関連委員会			
National Committee for Advancement of Women 女性の地位向上委員会	女性の地位向上	CEDAW、ジェンダー平等、女性の地位向上に関わる助言	Ms. Trinh Thi Hoang Anh Officer of Gender Equality Department (MOLISA) 12 Ngõ Quyền - Hoàn Kiếm - Hà Nội

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Tel : 04-39364400 Fax : 04.38253875 /38248036
JICA			
ニャッタン橋建設事務所 他	JICA 関連案件のジェンダー配慮	インフラ案件のジェンダー配慮他	JICA ベトナム事務所 和田暢子職員
農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかか る能力向上プロジェクト		北部少数民族女性への織物協同組合能力 強化支援	音羽幸保専門家 Room 203, Lake View Building,D10 Giang Vo, Ba Dinh, Hanoi Tel/Fax: (84-4) 37713186
中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発 能力向上プロジェクト		中部高原ザーライ省 少数民族女性のプロジェクト活動参加支援	JICA ベトナム事務所 原口裕子専門家
人身取引対策アドバイザー		人身取引問題の課題 抽出、案件形成	中澤玲子専門家 Vietnam Women's Union Policies and Laws Department 39 Hang Chuoi Street, Hai Ba Trung, Hanoi Tel: (84-4) 39727927
青年海外協力隊		保健婦、村落普及員 など	JICA ベトナム事務所

(2010 年 12 月現在)

6-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
教育・訓練			
Education Law	Socialist Republic of Viet Nam	Ministry of Education and Training	2005
保健医療			
Avian and Pandemic Influenza	USAID Viet Nam	USAID Viet Nam	2010
Environmental Remediation and Health Program	USAID Viet Nam	USAID Viet Nam	2010
FACTSHEET 2010 World Population Day Sex Ratio at Birth	UN Vietnam	JICA Vietnam Office	2010
Population & Development in Viet Nam: Towards a New Population/Reproductive Health Strategy, 2011-2020 Brief 3	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2010
Population & Development in Viet Nam: Towards a New Population/Reproductive Health Strategy, 2011-2020 Brief 4	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2010
Population & Development in Viet nam: Towards a New Population/Reproductive Health Strategy, 2011-2020 Brief 5”	UNFPA	UNFPA	2010
Sex Ratio At Birth Imbalances in Viet Nam: Evidence from the 2009 Census	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2010
Sex Ratio at Birth in South East Asia with a Focus on Viet Nam: An annotate bibliography designed to guide further policy research	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2010
Taking Advantage of the Demographic Bonus in Viet Nam: Opportunities, Challenges, and Policy Options	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2010
Viet Nam Population 2008	UNFPA Viet Nam	UNFPA Viet Nam	2009
農林水産業			
10 Stories ベトナムからの贈り物	JICA Viet Nam	JICA Viet Nam	2010
2010 年までの女性の地位の向上のための国家戦略実施状況及び今後の女性のジェンダー平等の任務・方向	Ministry of Agriculture and Rural Development	Ministry of Agriculture and Rural Development	2010
Development Assistance to Handicraft Sector in the	Ms. Sachiho Otowa JICA Project Expert for Rural	JICA	2010

Northwest Region of Viet Nam (PowerPoint)	Industry Promotion Project in Vietnam		
Gender Strategy in Agriculture and Rural Development to the Year 2010	Ministry of Agriculture and Rural Development, Culture-Information Publishing House,	Ministry of Agriculture and Rural Development	2003
JICA ベトナム地場産業振興プロジェクト (2010)	JICA	JICA	2010
Local Products MAP of Northwestern Vietnam ベトナム北西部特産品マップ	JICA Viet Nam	JICA Viet Nam	2010
Local Products and Map of World Heritage Vietnam	JICA Viet Nam	JICA Viet Nam	2010
ザーライ便り第 15 号	JICA Viet Nam	JICA Viet Nam	2010
農業地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクト プロGRESレポート	JICA Viet Nam	JICA Viet Nam	2009
農業農村開発における男女平等の実施状況及び国家の目標 2009	Ministry of Agriculture and Rural Development	Ministry of Agriculture and Rural Development	2010
経済活動			
ILO Programmes in Vietnam Asian Decent Work Decade 2006-2015	ILO	ILO	2006
Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs Organization Chart	JICA	JICA	2010
Labor and Social Trends in Viet Nam 2009/10 Asian Decent Work Decade 2006-2015	Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs	ILO	2010
Vietnam Employment Trends 2009 National Centre for Labor Market Forecast and Information Bureau of Employment, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs	Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs	ILO	2009
Work, Income and gender Equality in East Asia”	ILO	ILO	2008
社会・ジェンダー一般			
Addressing Gender-Based Violence in Viet Nam: Towards a Strong National Programme Designed to Support Both Prevention and	UN Vietnam	UN Joint Program on Gender Equality	2010

Response”			
FACTSHEET Joint Program on Gender Equality	UN Vietnam	UN Joint Program on Gender Equality	2009
Gender Analysis on Draft Five-Year Socio-Economic Development Plan 2011-2015 (Draft SEDP Version May 2010)	UNIFEM	JICA Vietnam Office	2010
GENDER-BASED VIOLENCE Issue Paper	UN Viet Nam	UNFPA	2010
Information on Gender Based Violence and Gender Equality Activities in Vietnam	AECID	AECID	2010
Keeping silent is dying” Results from the National Study on Domestic Violence against Women in Viet Nam	GSO Viet Nam	UN Joint Program on Gender Equality	2010
Law on Gender Equality	The National Assembly of the Social Republic of Vietnam		2006
Mind the Gaps: A comparative Analysis of ASEAN Legal Responses to Child-Sex Tourism	Child Wise and AusAID	AusAID	2009
Mandatory Gender-related Aspects of USAID Program Planning Policy	USAID Vietnam	USAID Vietnam	2010
Millennium Development Goals 2010 national Report at two thirds of the path to fulfilling the millennium Development Goals and vision towards 2015”	UNDP	UNDP	2010
National Committee for the Advancement of Women in Vietnam	National Committee for the Advancement of Women in Vietnam	Department of Gender Equality in MOLISA	2010
National Study of Domestic Violence Against Women in Viet Nam FACT-SHEET 1,2	GSO Viet Nam	UN Joint Program on Gender Equality	2010
National Study of Domestic Violence Against Women in Viet Nam Frequently Asked Questions	GSO Viet Nam	UN Joint Program on Gender Equality	2010
PRSC 10 version 1 Draft	The World Bank	The World Bank	2010
Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009	Social Republic of Viet Nam	Department of Gender Equality in MOLISA	2010
Stand Up against Violence	IOM	IOM	2010
Study on Gender Statistics	UNDP	UNDP	2009
The Millennium Development Goals Report	UN Vietnam	UNDP	2010

The Pease House Shelter Project	AECID	AECID	2010
UN Gender Briefing Kit Chapter 1~Chapter 13	UN Viet Nam	UN Joint Program on Gender Equality	2009
Vulnerable Populations	USAID Viet Nam	USAID Viet Nam	2010
Women and Progress No.1 2010	National Committee for the Advancement of Women in Viet Nam	Department of Gender Equality in MOLISA	2010
Women have New Hope in Fight Against Gender-Based Violence in Vietnam	UN Vietnam	UN Joint Program on Gender Equality	2010
労働移動			
EXIT End Exploitation and Trafficking (DVD)	USAID Vietnam	GTZ	2009
How can I...better understand gender in IOM?"	IOM	IOM	2010
International Migration and Socio-economic Development in Viet Nam: A call to Action	UN Vietnam	UN Vietnam	2010
International Migration Opportunities and challenges for socio-economic development in Viet Nam	UN Vietnam	UN Vietnam	2010
International Labour Migration	ILO	ILO	2010
少数民族			
Specific Policy to Support the Activities of Gender Equality in Remote Areas, Areas of Ethnic Minorities and Areas with Particularly Difficult Socio-Economic Conditions (Period 2011-2015)	Committee on Ethnic Minorities Affairs	Committee on Ethnic Minorities Affairs	2010
Field Study Report : Ethnic minority women's access to legal services: Existing situation and recommendations	UN	UNFPA	2010
Situation of Women and Men in Ethnic Minority Groups in Terms of Gender Equality Promotion, with Emphasis on Ethnic Minority Women's Access to Legal Services	UN	UN	2010
その他			
Aecid in Viet Nam	Aecid	Aecid	2009
Country Profile	USAID Viet Nam	USAID Viet Nam	2010
Paz y Desarrollo Viet Nam	Aecid	Aecid	2009

ベトナム 2008 年法規規範文 書公布法	国立国会図書館調査及び立法考 査局	JICA 専門家	2008
--------------------------	----------------------	----------	------

7. 用語・指標解説

<用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。ジェンダー平等、ジェンダー役割、ジェンダー分析、ジェンダー・バランスなどとも使われる。
ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)	女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである
ジェンダー・フォーカル・ポイント (gender focal point)	省庁の各部局に配属されたジェンダー平等推進のための担当官。政策、制度、プログラム事業等のジェンダー主流化に取り組む。
ジェンダー予算 (gender responsive budget)	国家予算、地方予算をジェンダーの視点から分析し、女性と男性（女子と男子）にそれぞれどのように影響しているかを把握すること。単に女性対象のプログラムへの予算を増加させることではなく、ジェンダー平等確保（例えば、保育サービスや育児手当など）の予算も含まれる。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health / rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
女性のエンパワーメント (women's empowerment)	ジェンダー差別により意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くことである。女性の経済エンパワーメント、とも使われる。
アファーマティブ・アクション (affirmative action)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)	労働現場において、性的な言動等により女性労働者が労働条件につき不利益を受けること、または就業環境が害されること。また、同様に教育現場における女子学生の学習機会を阻むような行動、社会活動において女性の社会参加を阻むような行動も含む。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動(reproductive activities)	子どもを生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。
インフォーマル・セクター (informal sector)	小規模・零細で家族経営による経済活動の形態。ILOの定義によれば、この部門における経営では、単純技能を用いており、資本は不十分で、特定の場所的基盤を持たず、最小限或いは全く従業員を雇用しておらず、法制度の保護を受けられず、適正な会計処理能力等が欠如している。
マイクロファイナンス	小口融資や貯蓄、保険等の金融サービスを享受する機会を与えることで

(microfinance)	貧困層の所得向上をめざす、低所得者及び零細企業向けの小規模金融システム。グラミン銀行に代表されるように、農村の女性農民を対象とすることが多い。
ノン・フォーマル教育(non-formal education)	正規の学校教育以外に、生涯教育、識字教育、ライフスキル教育などの目的をもって組織された教育活動。通常、対象となるのは現在学校教育を受けていない、または、過去に（十分な質の）教育が受けられなかった人々で、成人も子供も対象となり得る。内容・規模・対象者・実施方法などが多種多様であることが特徴である。
ミレニアム開発目標 (millennium development goal)	国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめた8つのゴールから構成される目標。ミレニアム宣言とは、2000年9月に国連ミレニアム・サミットで採択された、平和と安全・開発と貧困・環境・人権とグッド・ガバナンス（良い統治）・アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものである。

<指標説明>

指標	説明
ジニ係数	所得分配の不平等の度合を示す係数。0 と 1 との間の値をとり、完全に平等な場合 0、完全に不平等な場合 1 をとる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢（15 - 49 才）の女性の年齢別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年齢別出生率に従い一生の間に生むとされる子どもの平均数を表わす。
1 才未満乳児死亡率	出生 1000 人に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
5 才未満幼児死亡率	出生 1000 人に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
妊産婦死亡率	10 万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
経口補水療法（ORT） 使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。

8. 参考文献

AECID (2009), “AECID in Vietnam”

AECID (2010), “Information on Gender Based Violence and Gender Equality Activities in Vietnam”

AECID, “Paz Y Desarrollo Viet Nam”

AECID, “The Peace House Shelter Project”

ADB (2006), “Viet Nam Country Gender Assessment”

Child Wise and AusAID (2009), “Mind the Gaps: A Comparative Analysis of ASEAN Legal Responses to Child-Sex Tourism”

Committee on Ethnic Minorities Affairs (2010), “Specific Policy to Support the Activities of Gender Equality in Remote Areas, Areas of Ethnic Minorities and Areas with Particularly Difficult Socio-Economic Conditions (Period 2011-2015)”

Domestic Violence in Viet Nam http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=487&ItemID=10693

General Statistics Office of Viet Nam (2010), “Keeping silent is dying Results from the National Study on Domestic Violence against Women in Viet Nam”

General Statistics Office of Viet Nam (2010), “National Study on Domestic Violence Against Women in Viet Nam Fact-Sheet 1/Fact-Sheet 2”

General Statistics Office of Viet Nam (2010), “National Study of Domestic Violence Against Women in Viet Nam Frequently Asked Questions”

General Statistics Office of Vietnam
(http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=491)

General Statistics Office of Vietnam “Statistical yearbook of Vietnam”
(http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=515&idmid=5&ItemID=10439)

General Statistics Office of Viet Nam (2010), “Joint Media Release: New Study Shows High Prevalence of Domestic Violence in Viet Nam”
(http://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=487&ItemID=10693)

ILO (2008), “Work, Income and Gender Equality in East Asia”

ILO (2010), “International Labour Migration”

ILO, “ILO Programmes in Vietnam Asian Decent Work Decade 2006-2015”

IOM, “How Can I Better Understand Gender in IOM?”

IOM, “Stand Up against Violence”

JETRO Website

(<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/>)

JICA (2010), “10 Stories ベトナムからの贈り物”

JICA, Local Products Map of Northwestern Vietnam

JICA, Local Products and Map of World Heritage Vietnam

JICA Project Expert for Rural Industry Promotion Project in Vietnam, “Development Assistance to Handicraft Sector in the Northwest region of Vietnam”

JICA (2010), ザーライ便り第 15 号

JICA 中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト (2010)

(<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0701971/index.html>)

JICA 農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクトプロGRESSレポート (2010)

Ministry of Agriculture and Rural Development, Culture-Information Publishing House (2003), “Gender Strategy in Agriculture and Rural Development to the Year 2010”

Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs (2010), “Labor and Social Trends in Viet Nam 2009/10 Asian Decent Work Decade 2006-2015”

Ministry of Labour; War Invalids and Social Affairs Organization Chart

Ministry of Labour, War Invalids and Social Affairs, EU, ILO (2009), “Vietnam Employment Trends 2009 National Centre for Labor Market Forecast and Information Bureau of Employment, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs”

National Committee for the Advancement of Women in Viet Nam (2010), “Women and Progress No.1 2010”

National Committee for the Advancement of Women in Vietnam (2009)

Social Republic of Viet Nam (2010), “Report on the Implementation of National Targets for Gender Equality in 2009”

Socialist Republic of Viet Nam (2003), “National Education For All Action Plan 2003-2015”

Socialist Republic of Viet Nam (2005), “Education Law”

Socialist Republic of Viet Nam (2005), “Viet Nam Achieving the Millennium Development Goals”

The Development of Social Affairs (2009), “Overview of Gender Equality in Viet Nam by the Development of Social Affairs”

The National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam (2006), “Law on Gender Equality”

The National Committee for the advancement of women in Viet Nam (2002), “Decision of the Prime Minister of the Government on the Approval of the National Strategy for the Advancement of Women in Vietnam by 2010” (<http://genic.molisa.gov.vn/>)

The World Bank (2010), PRSC 10 version 1

The World Bank Website
(<http://data.worldbank.org/>)

UN Viet Nam (2010), “Addressing Gender-Based Violence in Viet Nam: Towards a Strong National Programme Designed to Support Both Prevention and Response”

UN Viet Nam (2010), “Gender-Based Violence Issue Paper”

UN Viet Nam (2009), “UN Gender Briefing KIT Chapter 1~Chapter 13”

UN Viet Nam (2010), “International Migration Opportunities and Challenges for Socio-Economic Development in Viet Nam”

UN Viet Nam (2010), “International Migration and Socio-Economic Development in Viet Nam: A Call to Action”

UN Viet Nam (2010), “The Millennium Development Goals Report”

UN Viet Nam, “Factsheet 2010 World Population Day Sex Ratio at Birth”

UN Viet Nam, “Factsheet Joint Program on Gender Equality”

UN Viet Nam, “Women have New Hope in Fight Against Gender-Based Violence in Vietnam”

UNDP (2009), “Study on Gender Statistics”

UNDP (2010), “Millennium Development Goals 2010 National Report at Two Thirds of the Path to Fulfilling the Millennium Development Goals and Vision Towards 2015”

UNDP, “The Official United Nations Site for the MDG Indicators”

(<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Data.aspx>)

UNDP, “Human Development Report 2009”

(<http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2009>)

UNDP, “Human Development Report 2010”

(<http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2010>)

UNESCO (2008), “Country Profile Prepared for the Education for All Global Monitoring Report 2008. Viet Nam Non-Formal Education”

UNFPA, “Field Study Report Ethnic Minority Women’s Access to Legal Services: Existing Situation and Recommendations”

UNFPA, “State of World Population 2010”

(<http://www.unfpa.org/swp/2010/web/en/index.shtml>)

UNFPA Viet Nam (2009), “Viet Nam Population 2008”

UNFPA Viet Nam (2010), “Sex Ratio at Birth in South East Asia with a Focus on Viet Nam: An Annotate Bibliography Designed to Guide Further Policy Research”

UNFPA Viet Nam (2010), “Sex Ratio At Birth Imbalances in Viet Nam: Evidence from the 2009 Census”

UNFPA Viet Nam (2010), “Taking Advantage of the Demographic Bonus in Viet Nam: Opportunities, Challenges, and Policy Options”

UNFPA Viet Nam “Population & Development in Viet Nam: Towards a New Population/Reproductive Health Strategy, 2011-2020 Brief 4~5”

UNICEF Viet Nam (2010), “An Analysis of the Situation of Children in Viet Nam 2010”

UNICEF Website

(<http://www.unicef.org/infobycountry/vietnam.html>)

UNIFEM (2010) “Gender Analysis on Draft Five-Year Socio-Economic Development Plan 2011-2015 (Draft Sedp Version May 2010)”

United Nations (2005), “Combined Fifth and Sixth Periodic Report on CEDAW”

United Nations (2010), “Situation of Women and Men in Ethnic Minority Groups in Terms of Gender Equality Promotion, with Emphasis on Ethnic Minority Women’s Access to Legal Services”

United Nations, “Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women”
(<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/>)

United Nations Viet Nam, “Achieving the MDGs with Equity Goal 1~Goal 8”

UNSD, “The World’s Women 2010”

(<http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/Worldswomen/WW2010pub.htm>)

USAID Vietnam (2010), “Avian and Pandemic Influenza”

USAID Vietnam (2010), “Country Profile”

USAID Vietnam (2010), “Environmental Remediation and Health Program”

USAID Vietnam (2010), “Vulnerable Populations”

USAID Vietnam, “EXIT End Exploitation and Trafficking” (DVD)

USAID Vietnam, “Mandatory Gender-Related Aspects of USAID Program Planning Policy”

WHO (2007), “Country Cooperation Strategy Viet Nam 2007-2011”

World Economic Forum, “Global Gender Gap”

(<http://www.weforum.org/issues/global-gender-gap>)

農業農村開発省(2010) “2009 年度の農業農村開発における男女平等の実施状況及び国家の目標”

農業農村開発省(2010) “2010 年までの女性の地位の向上のための国家戦略実施状況及び今後の女性のジェンダー平等の方向”

国立国会図書館調査及び立法考査局 (2008) “ベトナム 2008 年法規規範文書公布法”